

(素案)

【資料4】

第二次新潟県再犯防止推進計画

令和8年3月

目 次

第1章	計画の基本的な考え方	
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置付け	1
第3節	計画の対象者等	1
第4節	計画の期間	1
第5節	基本方針	1
第6節	目指す姿	2
第2章	新潟県の現状	
第1節	犯罪の発生状況	
1	刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移	4
2	刑法犯少年の検挙人員、再犯者数及び再犯者率の推移	4
3	覚醒剤事犯検挙人員、再犯者数及び再犯者率の推移	5
第2節	矯正施設の入所者等の状況について	
1	犯罪時居住地が新潟県の新受刑者中の再入者数及び再入者率	5
2	出所受刑者の2年以内再入者の状況	6
3	高齢(65歳以上)受刑者の状況	6
4	刑務所出所時に帰住先がない者の状況	7
5	新受刑者の犯罪時の就業状況	7
6	新潟県地域生活定着支援センターコーディネーター業務の状況	8
第3節	更生保護に関する状況	
1	保護観察終了時に無職である者の状況	8
2	協力雇用主等の状況	9
3	刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者の状況	9
4	更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の状況	10
5	社会を明るくする運動行事参加人数	10
6	県内の保護司数及び保護司充足率の状況	11
7	薬物事犯保護観察対象のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の状況	11

(素案)

第3章	施策の展開	
第1節	就労・住居の確保のための取組	
1	就労の確保等の取組	12
2	住居の確保等の取組	15
第2節	保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組	18
第3節	非行の防止等	23
第4節	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援	25
第5節	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組	
1	民間協力者の活動の促進のための取組	27
2	広報・啓発活動の推進のための取組	28
第6節	地域による包摂の推進（市町村・国・関係団体との連携強化の取組）	30
第4章	資料	
1	対象者・支援時期別施策一覧	33
2	県内の福祉支援・福祉サービス一覧	34
3	再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律104号）	48
4	用語の説明	54
5	第二次再犯防止推進計画（概要）	61
6	第二次新潟県再犯防止推進計画策定委員会	62

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

平成28年12月に公布、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「再犯防止推進法」という。)第4条第2項に、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することが明記されました。

また、同法第8条では、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、当該地域における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(以下「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めることとされました。

国では、成果の検証や今後の課題を整理した上で、令和5年3月に第二次再犯防止推進計画が策定され、地域による包摂を推進するための取組等が新たに重点課題に加えられました。

県では、令和2年3月に「新潟県再犯防止推進計画(社会復帰支援計画)」を策定し、再犯防止の取組を推進してきましたが、今般の国第二次計画で新たに示された内容を踏まえた取組を実施することで、罪を犯した者等が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくりを促進するため、「第二次新潟県再犯防止推進計画」(以下「県計画」という。)を策定します。

第2節 計画の位置付け

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定するものです。

第3節 計画の対象者等

計画の支援対象者は、犯罪をした者等(起訴猶予者、起訴猶予が見込まれる被疑者、執行猶予者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者等のうち、支援が必要な者)とします。

また、再犯防止等に関する施策は、県民にとって必ずしも身近でないため、県民を巻き込んで、広報・啓発を実施します。

第4節 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度から令和12年度の5年間とします。

第5節 基本方針

再犯防止推進法の第3条に掲げられた「基本理念」及び国の計画に設定された「基本方針」を踏まえ、本県における個々の施策の策定・実施や、関係機関・団体等との

(素案)

連携を推進していくため、次に掲げる6つの取組を重点的に実施します。

- ① 就労・住居の確保
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③ 非行の防止等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進
- ⑥ 地域による包摂の推進（市町村・国・関係団体との連携強化の取組）

第6節 目指す姿

犯罪をした者等が、地域社会において孤立することなく県民の理解協力を得て立ち直り、再び地域社会を構成する一員としてともに生き、支え合う社会の実現を目指します。

再犯防止推進法の第3条に掲げられた「基本理念」

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

国の計画に設定されている「基本方針」

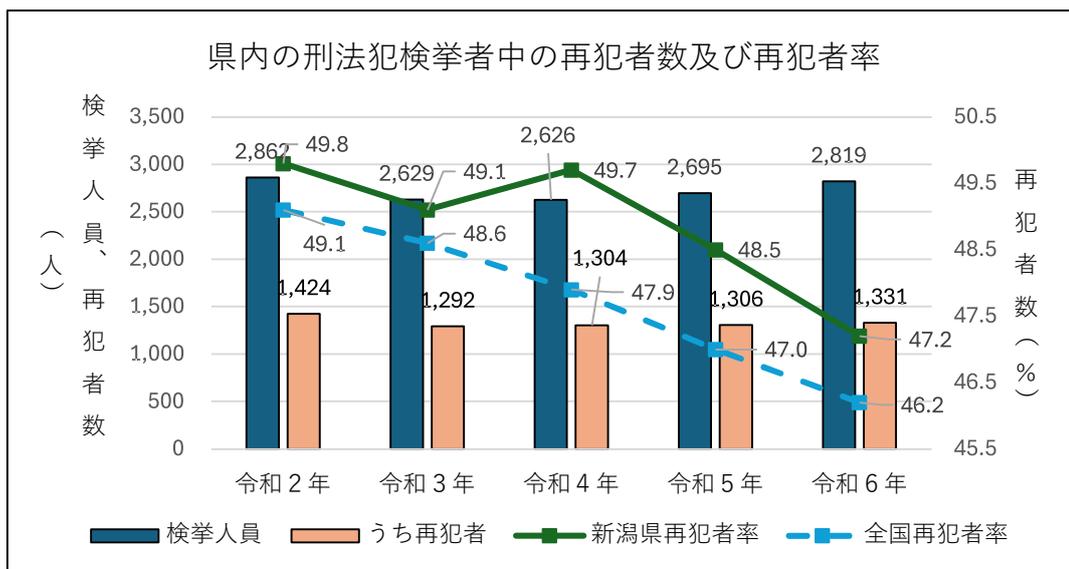
- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

第2章 新潟県の現状

第1節 犯罪の発生状況

1 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移

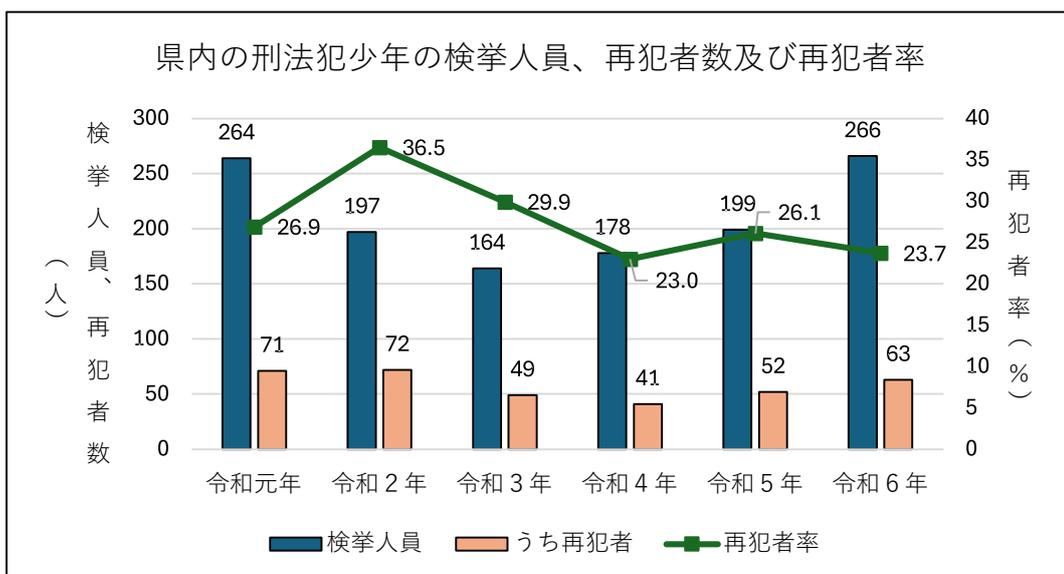
県内の刑法犯検挙者中の再犯者数は令和3年から横ばい状態で再犯者率は約5割で推移しており、全国再犯者率より高い割合となっています。



【出典：法務省】

2 刑法犯少年の検挙人員、再犯者数及び再犯者率の推移

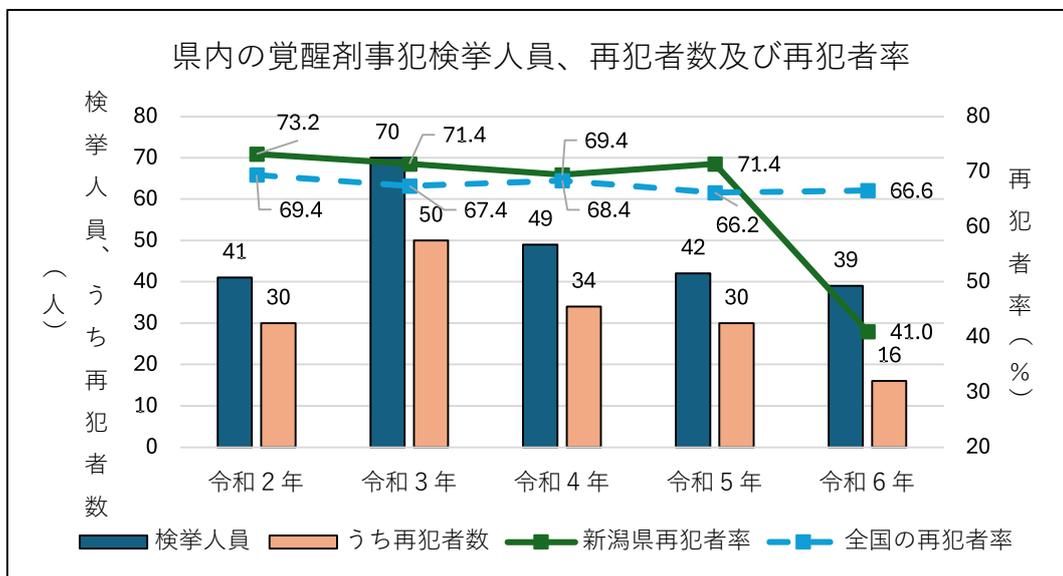
県内の刑法犯少年の検挙人員は増加傾向にあります。刑法犯少年の再犯者率は大幅には増加しておらず、令和2年を除き、20%台で推移しています。



【出典：新潟県警察本部】

3 覚醒剤事犯検挙人員、再犯者数及び再犯者率の推移

県内における覚醒剤事犯については、検挙人員、再犯者数ともに減少傾向にあり、70%前後で推移していた再犯者率は、令和6年は41.0%となっています。

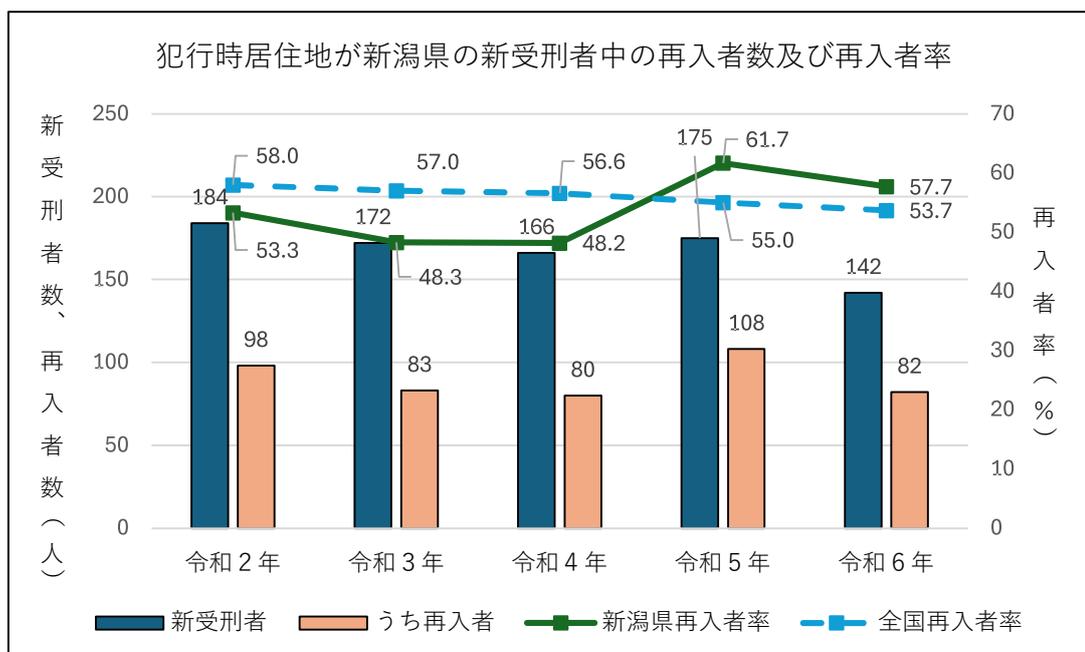


【出典：新潟県警察本部】

第2節 矯正施設の入所者等の状況について

1 犯罪時居住地が新潟県の新受刑者中の再入者数及び再入者率

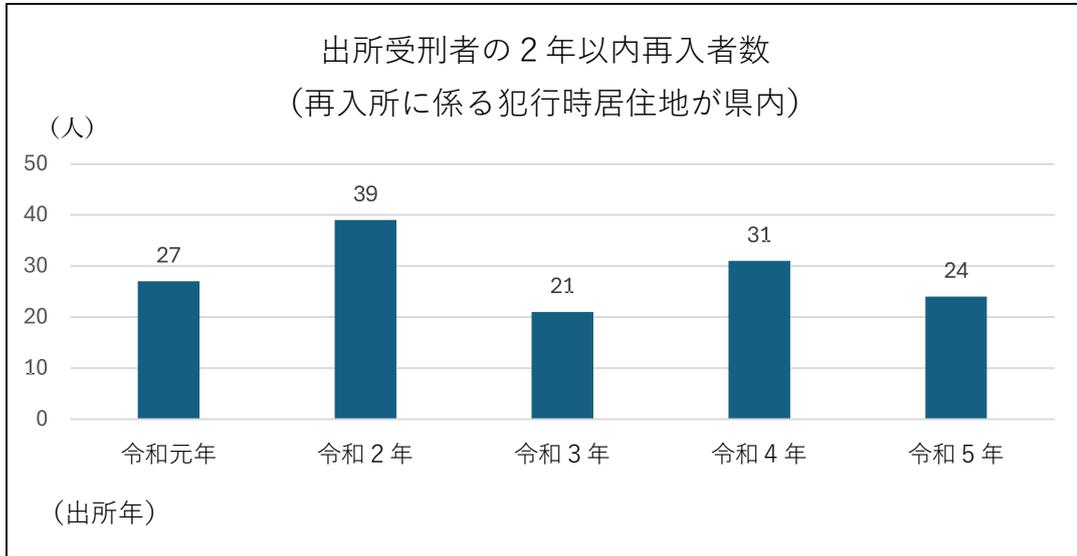
新受刑者数は減少傾向にあります。県再入者率は、令和5年度以降、全国再入者率よりも高く推移しています。



【出典：法務省】

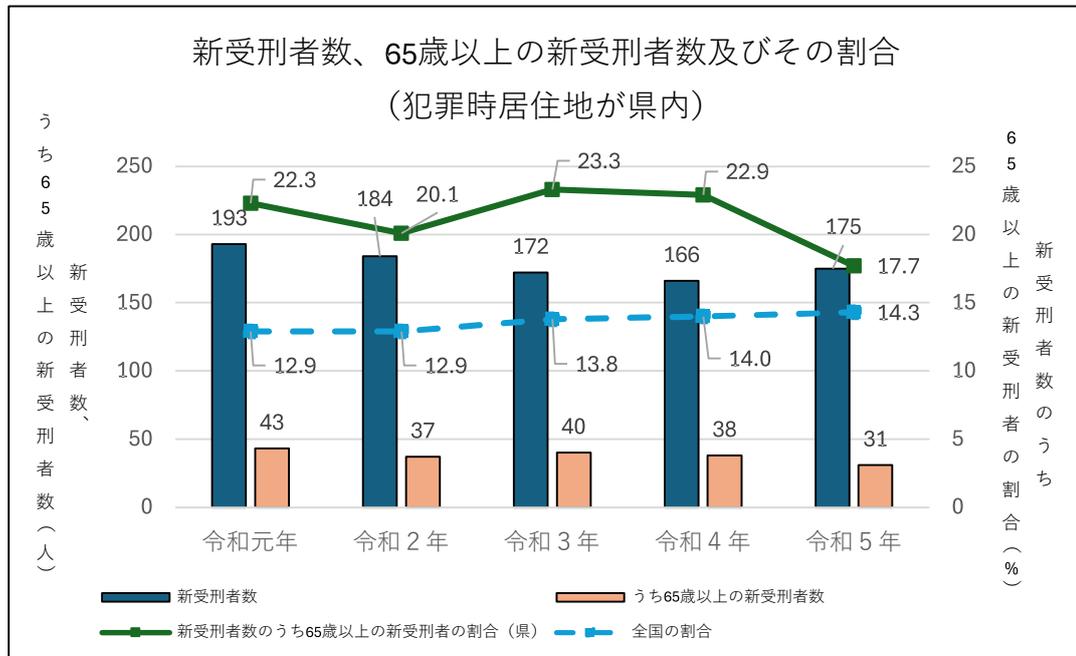
(素案)

- 2 出所受刑者の2年以内再入者（再入所に係る犯行時の居住地が県内）の状況
出所受刑者のうち、2年以内の再入者であって、再入所に係る犯行時の居住地が県内の者の人数は、平均すると28人となります。



【出典：法務省】

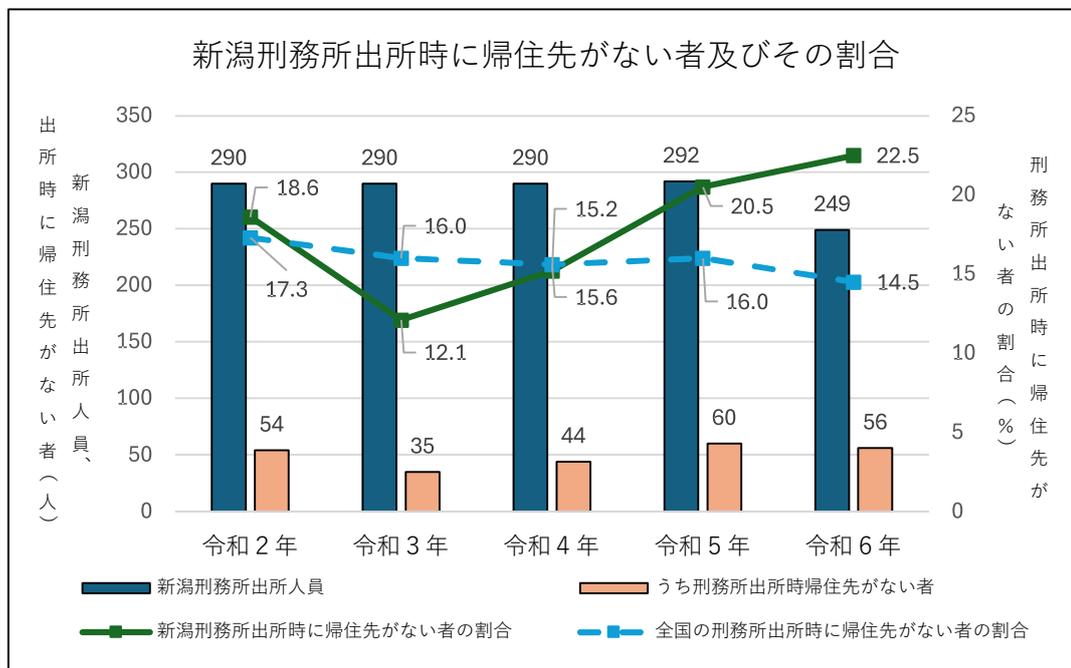
- 3 高齢（65歳以上）受刑者の状況
県内の65歳以上の新受刑者の割合は、全国と比較して高い割合で推移しています。



【出典：法務省関東矯正管区】

4 刑務所出所時に帰住先がない者の状況

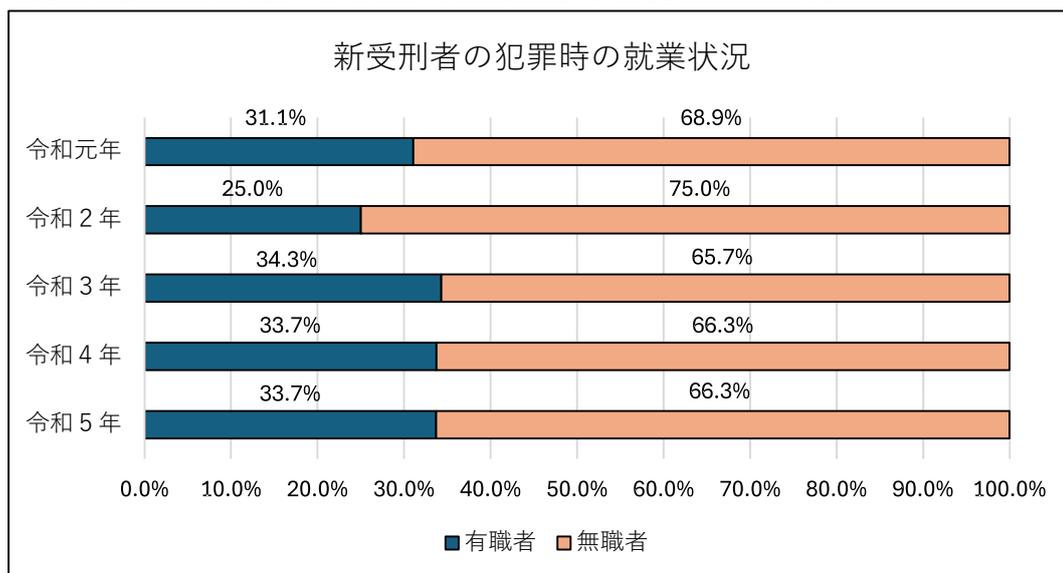
新潟刑務所出所時に帰住先がない者は、令和3年に12.1%に低下してからは毎年増加傾向にあります。



【出典：法務省】

5 新受刑者の犯罪時の就業状況（犯罪時の居住地が県内）

県内の新受刑者の犯罪時の就業状況は、有職者が30%前後、無職者が70%前後で推移しており、無職者の割合が多い状況が続いています。



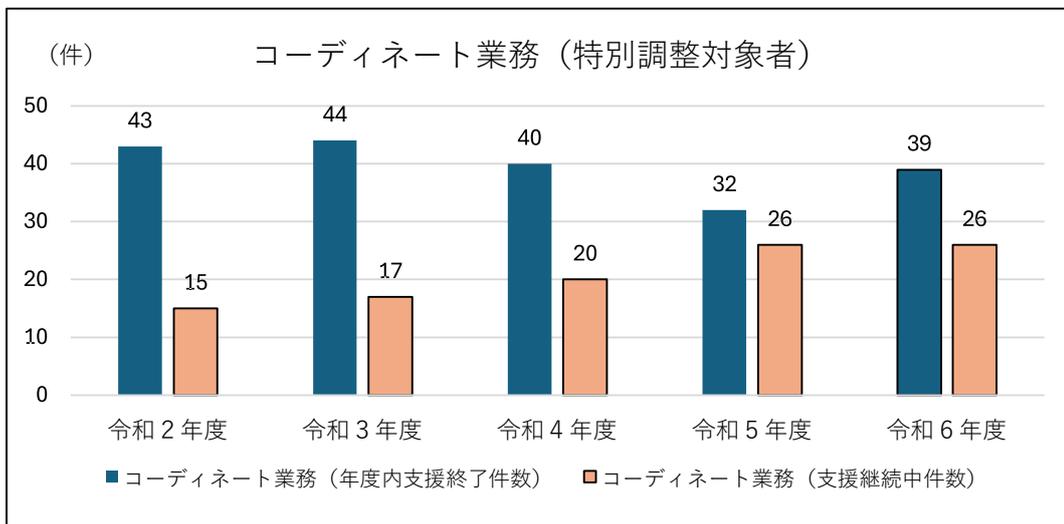
※成人入所者の割合

【出典：法務省関東矯正管区】

(素案)

6 新潟県地域生活定着支援センターコーディネート業務の状況

新潟県地域生活定着支援センターにおいて実施している特別調整対象者に対するコーディネート業務の件数は60件前後で推移していますが、年度内に支援が終了せず支援を継続している件数は増加傾向にあります。

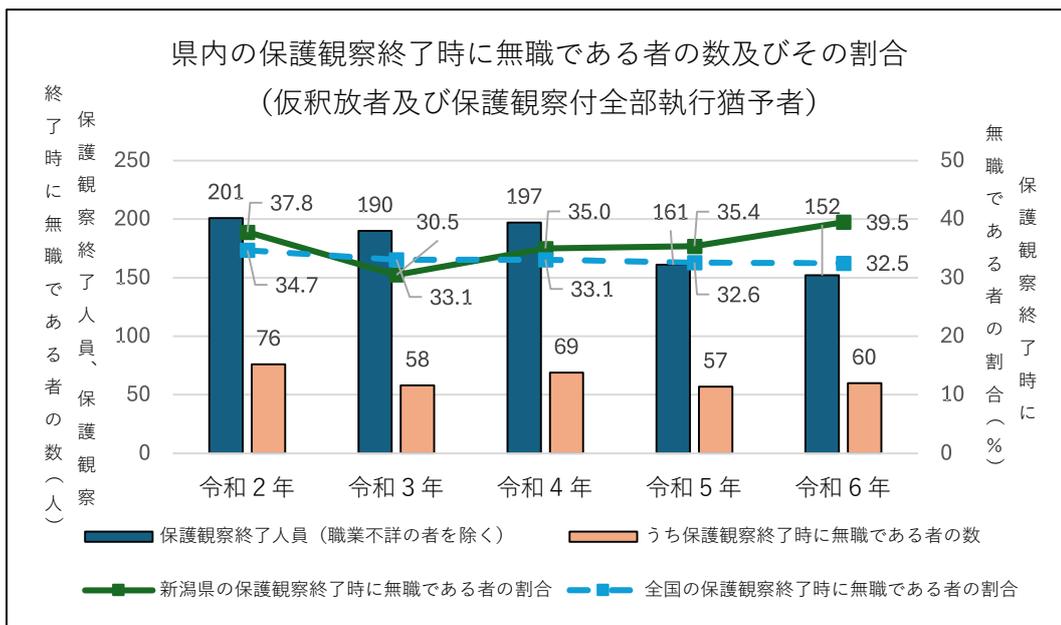


【出典：新潟県地域生活定着支援センター】

第3節 更生保護に関する状況

1 保護観察終了時に無職である者の状況

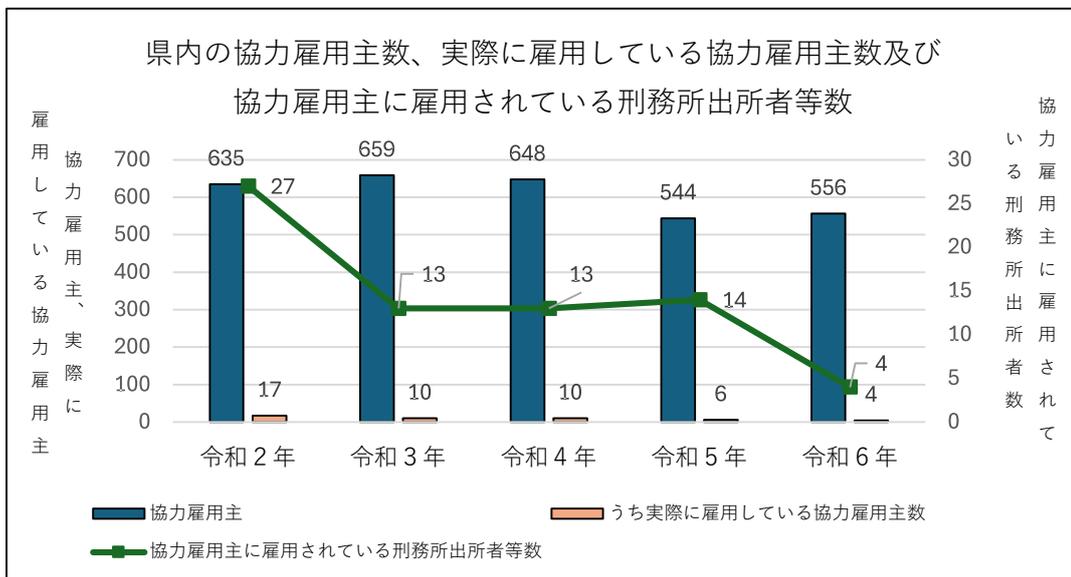
県内の保護観察終了時に無職である者の割合は、令和3年に一時的に低下しましたが、令和6年には39.5%まで増加し、全国と比較して高い割合で推移しています。



【出典：法務省】

2 協力雇用主等の状況

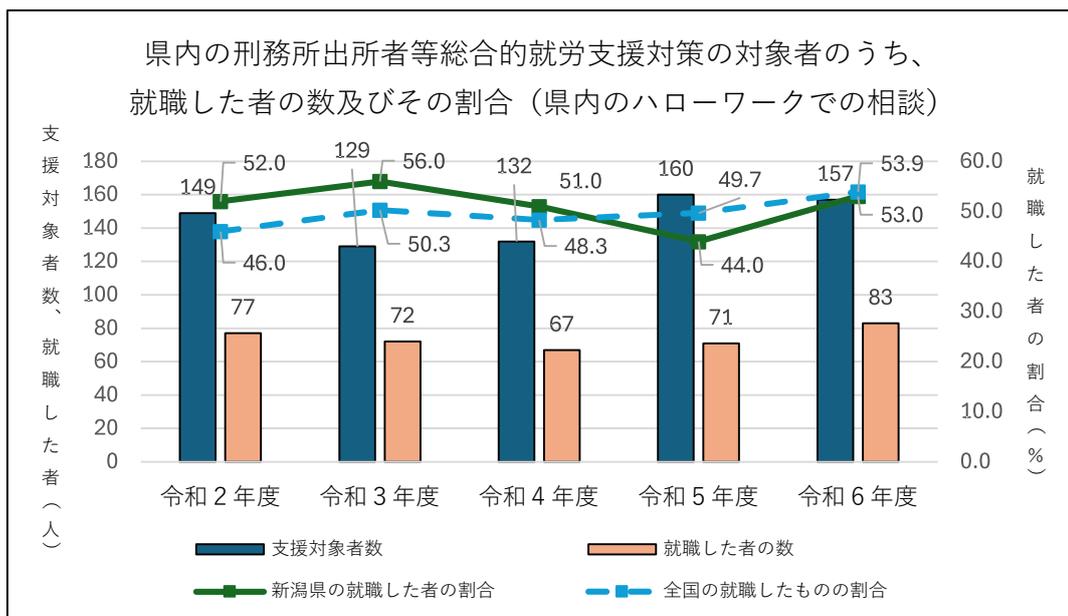
県内の協力雇用主数は過去5年間で最多であった令和3年には659社でしたが、令和6年には556社に減少し、また、実際に雇用されている刑務所出所者数等は、令和6年に大幅に減少しました。



【出典：法務省】

3 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者の状況

県内のハローワークで相談を受け、就職に至った者は40～50%前後で推移しており、令和4年度までは全国を上回っていましたが、令和6年度はほぼ同じ割合となっています。

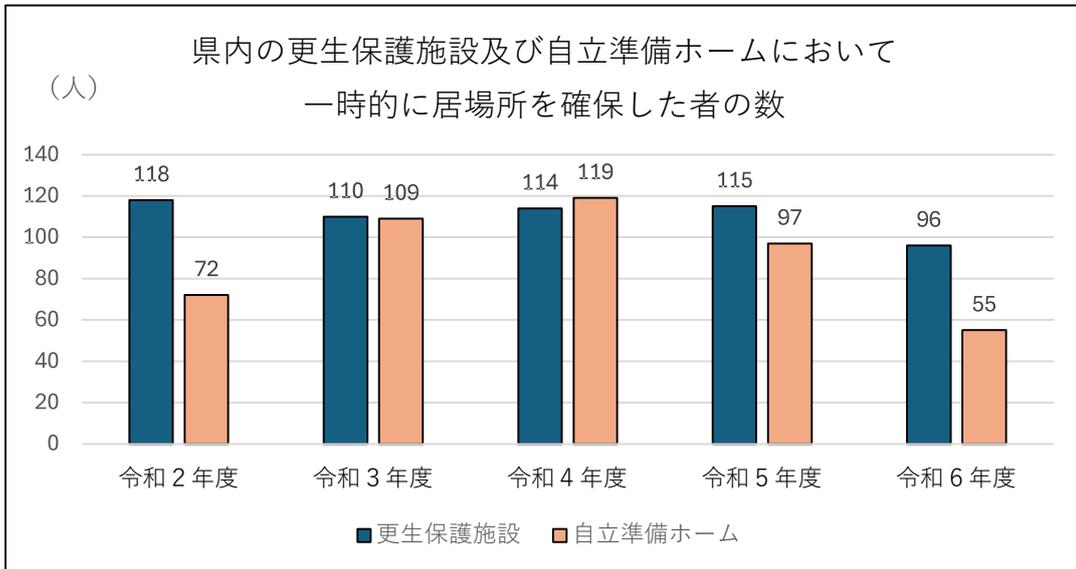


【出典：法務省】

(素案)

4 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の状況

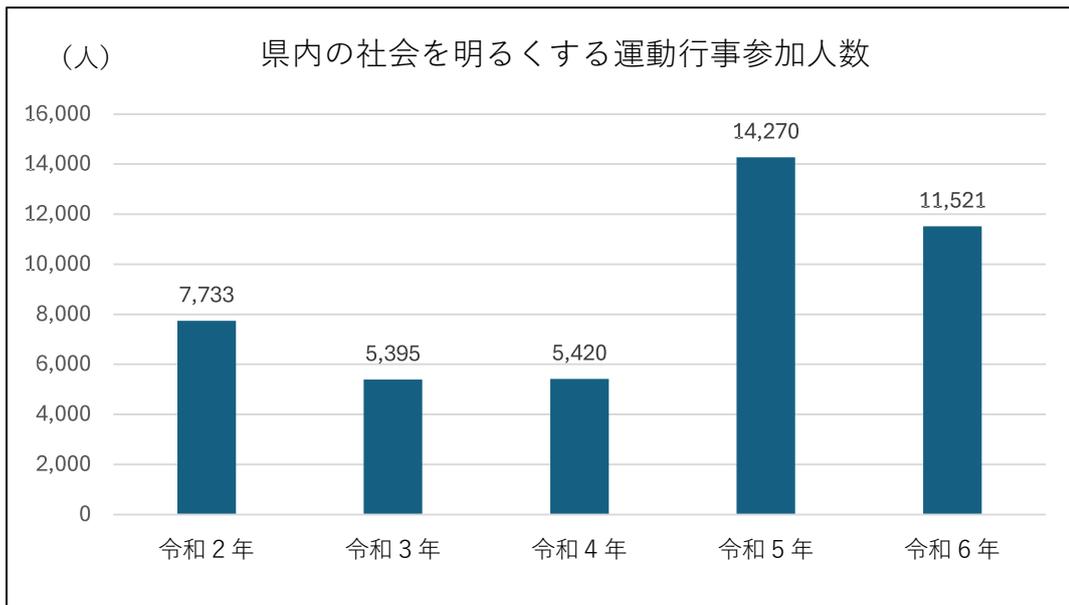
県内で、更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者については、両施設あわせ 200 人前後で推移してきましたが、令和 6 年度には 151 人となっています。



【出典：法務省】

5 社会を明るくする運動行事参加人数

県内の社会を明るくする運動行事参加人数については、令和 2 年～令和 4 年は新型コロナウイルスの関係で減少していましたが、令和 5 年に大幅に増加し、令和 6 年には 11,521 人となっています。

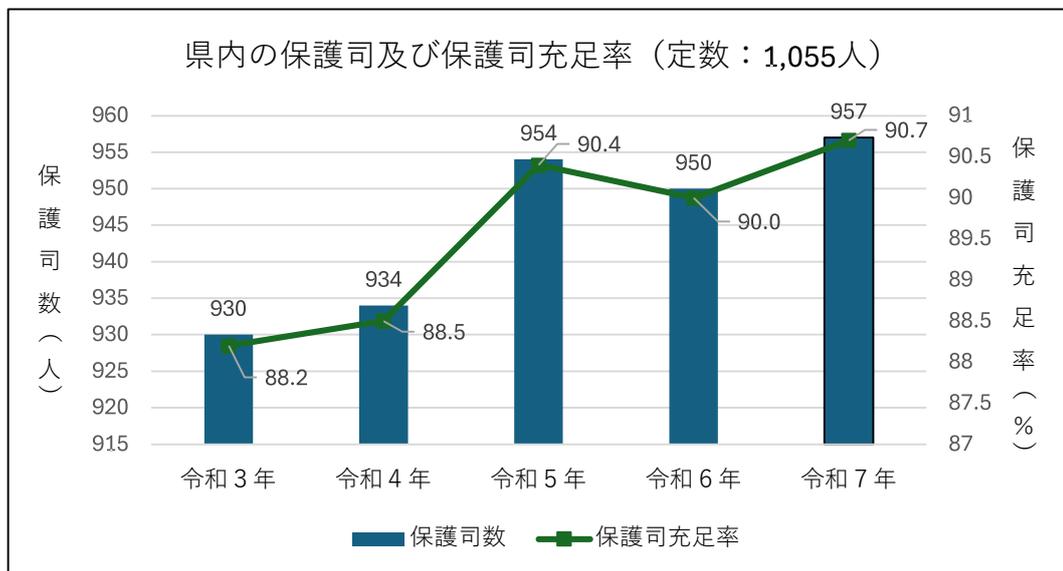


【出典：法務省】

(素案)

6 県内の保護司数及び保護司充足率の状況

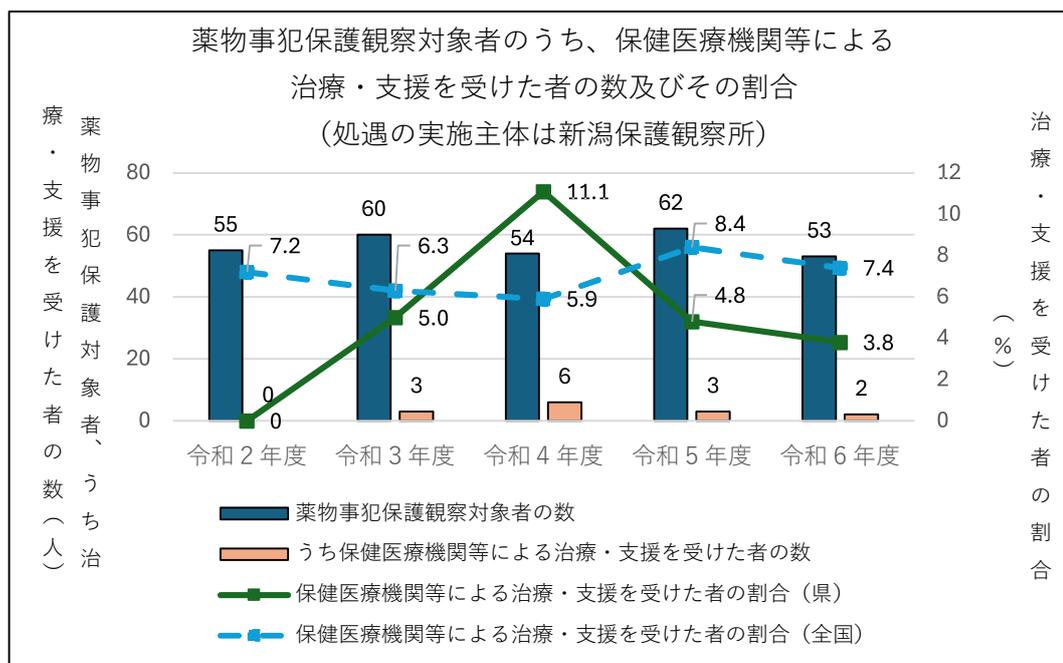
県内の保護司数及び保護司充足率については、令和3年及び令和4年と比較して、近年は大幅に増加しており、令和7年には過去5年間で最多の957人及び90.7%となっています。



【出典：法務省】

7 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の状況

令和3年度以降、保健医療機関等による治療・支援を受けた者は2～6人で、割合としては令和4年度を除き、全国割合を下回っています。



※令和5年度から大麻取締法違反を含めて計上。

【出典：法務省】

第3章 施策の展開

第1節 就労・住居の確保のための取組

1 就労の確保等の取組

(1) 現状と課題

令和5年の新受刑者のうち、犯罪時の居住地が新潟県である者の66.3%が無職者という状況です。一次計画策定前の令和元年の数値(68.9%)と比べて減少していますが(第2章第2節5参照)、依然として不安定な就労が犯罪のリスクとなっていると考えられます。

国の二次計画では、適切な職業マッチングを促進するための多様な業種の協力雇用主の開拓、寄り添い型の就職・職場定着支援、コミュニケーションスキルやビジネスマナーといった、就労や就労の継続に必要な知識・技能の習得、社会復帰後の自立や就労を見据えた職業訓練・刑務作業の実施等を更に充実させる必要があるとしています。

県では、セミナー等での制度周知や競争入札参加資格審査での加点措置による協力雇用主の拡大に対する支援や各種就労支援の実施に取り組んできました。

しかしながら、依然として、保護観察終了時に無職である者は少なくないこと、県内協力雇用主に雇用されている刑務所出所者数は減少していることから、計画対象者に対する就職活動支援や就労後の定着支援、また、協力雇用主に対する理解促進の取組を進めていく必要があります。

(2) 具体的施策

ア 就労に向けた支援の充実

○ 就労支援の充実

罪を犯した者等のうち、就労に意欲がある者に対し、関係機関・関係団体と連携しながら、就労の支援をします。 【施策 No. 1】【雇用能力開発課】

○ 暴力団関係者の離脱・就労支援の充実

暴力団関係者に対する暴力団離脱に向けた働きかけの充実を図るとともに、公益財団法人新潟県暴力追放運動推進センター等と連携し、暴力団離脱者の受入に賛同する企業について周知することを通じて、同企業の開拓・確保に努めます。 【施策 No. 2】【警察本部】

○ 就労支援員等による就労支援、就労準備支援事業(生活困窮者自立支援制度)

就労による自立が見込まれる生活困窮者に対して、関係機関等と連携し、個々の状況に応じた就労支援を行います。早期に就労が見込まれる方につい

(素案)

ては、就労支援員等が、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、就職を支援します。直ちに一般就労が難しい方には、「就労準備支援事業」を実施し、一般就労に至る準備としての基礎能力の形成を支援します。

【施策 No. 3】【福祉保健総務課】

イ 協力雇用主の拡大に対する支援

- 県主催の企業向けのセミナー等での協力雇用主制度の周知

県が主催する各種の企業向けセミナーや研修会において国の機関と連携しながら協力雇用主制度等を周知します。【施策 No. 4】【雇用能力開発課】

- 県の競争入札参加資格審査での加点措置

県の建設工事に係る競争入札参加資格審査における、協力雇用主への加点措置を引き続き実施します。【施策 No. 5】【監理課】

【国・民間の取組】

- 法務省による「刑務所出所者等総合的就労支援対策」として、ハローワーク、新潟県就労支援事業者機構等と連携し、「就労支援メニュー（身元保証制度、トライアル雇用、セミナー・事業所見学会、職場体験講習）」を活用した「刑務所出所者等就労支援事業」を実施しています。

また、保護観察対象者等を雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う協力雇用主に対し、「刑務所出所者等就労奨励金」を支給する制度を設けています。

さらに、協力雇用主に雇用されている保護観察対象者等に対する口座開設支援を行っています。【施策 No. 6】【新潟保護観察所】

- 新潟県独自の支援策としては、新潟県就労支援事業者機構の協力を得て、法務省による上記対策のうち、身元保証制度及び刑務所出所者等就労奨励金が利用できなかった雇用主に対し、見舞金や奨励金を支給する制度を設けています。

また、協力雇用主に対して刑務所出所者等を雇用するにあたっての負担感を低減させるため、研修を行っています。【施策 No. 7】【新潟保護観察所】

- 県内の協力雇用主に対し、上記のような支援対策を始め、関係機関が実施する雇用促進対策の周知を行い、刑務所出所者等の雇用促進を図っています。

【施策 No. 8】【新潟保護観察所】

(素案)

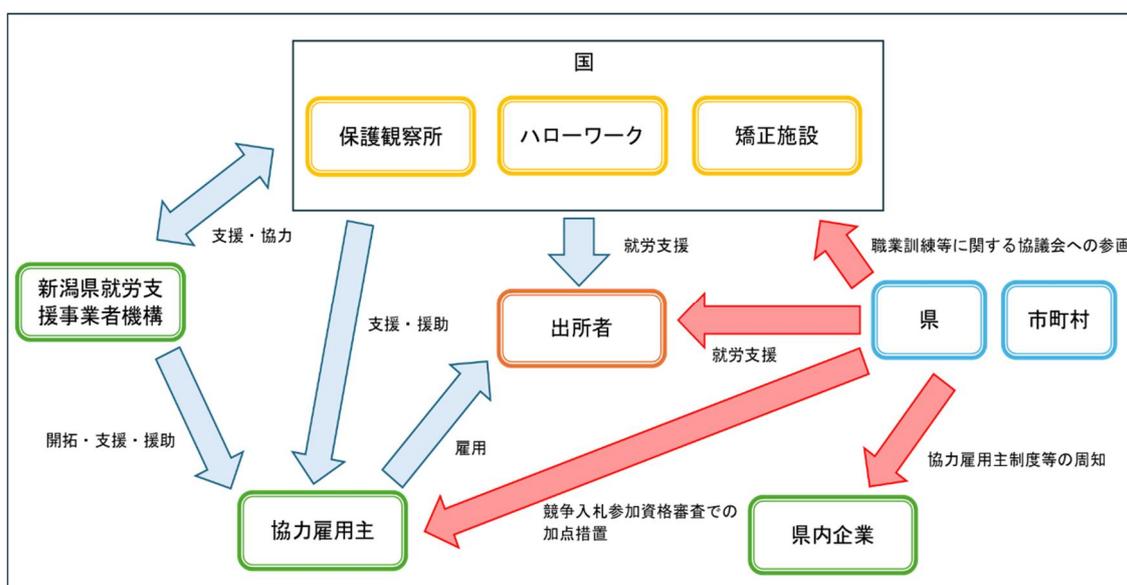
- 在所中にキャリアコンサルタントによる相談の機会を設け、進路選択の幅を広げる取組を実施しています。【施策 No. 9】【新潟少年鑑別所】
- 新潟公共職業安定所の就労支援ナビゲータが、週2回来所し、当所の就労支援専門官及び就労支援スタッフとともに、支援対象者に対し、就労支援に係る助言、指導を行っています。

受刑者を企業のマッチング等を行う矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）とも連携しつつ、希望する職種や帰住先などの条件が一致する求人があれば、在所中の採用面接をするなどして、出所後、円滑に就労先の確保ができるよう、関係機関と連携して就労の確保に取り組んでいます。

また、職業訓練として、フォークリフト運転科、建築塗装科及びビジネススキル科を実施し、社会復帰後に役立つスキル、資格の取得に努めています。

【施策 No. 10】【新潟刑務所】
- 全在院者を対象とした職業講話等を年に数回実施し、職業に関する知識等の付与をしています。また、就労を希望する在院者を対象として、キャリアカウンセラーやハローワークの職員からより重点的に職業相談及び職業紹介を実施し、在院者の希望する条件と求人が合致した場合、院内で採用面接をしています。職業指導の溶接科を設けているほか、フォークリフト、小型車両系建設機械、情報技術系の資格を取得させています。【施策 No. 11】【新潟少年学院】

※就労の確保（イメージ図）



2 住居の確保等の取組

(1) 現状と課題

適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進するうえで最も重要な要素の一つといえます。

国の二次計画では、矯正施設在所中の生活環境の調整の充実や更生保護施設等の受入れ・処遇改善の更なる強化、地域社会での定住先の確保を円滑に進めるための支援の充実、更生保護施設退所後の本人への訪問等による専門的・継続的な支援の拡大等の取組を進めていく必要があるとしています。

県では公営住宅への受入れや民間賃貸住宅による居住支援、住居確保給付金等による居住支援を行ってきました。しかし、新潟刑務所出所時に帰住先がない者は、令和3年に12.1%に低下してからは毎年増加傾向にあり、令和6年は22.5%となっています（第2章第2節4参照）。

すぐには自立更生できない方への支援として更生保護施設や自立準備ホームがありますが、あくまで一時的な居場所であり、地域社会において安定した生活を送るためには恒久的・安定的な住居の確保が必要です。

そのためには、住居確保と併せて就労支援を行い、自立につなげることが求められます。なお、現在、県内の自立準備ホームが新潟市一極集中となっており、他の市町村にも広げていくことが課題となっています。

住居支援にはハローワークや居住支援法人等の関係機関による協力が重要となるため、引き続き連携を図り、恒久的・安定的な住居の確保のための支援を行っていきます。

(2) 具体的施策

○ 公営住宅への受け入れ

罪を犯した者等の入居における配慮の検討を行い、その内容は公営住宅を管理する県内市町村等と情報共有します。 **【施策 No. 12】【建築住宅課】**

○ 民間賃貸住宅への居住支援

新潟県居住支援協議会等の関係団体と連携し、罪を犯した者等を含めた住宅確保要配慮者が円滑に民間賃貸住宅に入居できるよう、重層的な住宅セーフティネットの仕組みづくりを進めます。 **【施策 No. 13】【都市政策課】**

(素案)

- 住居確保給付金の支給・居住支援事業（生活困窮者自立支援制度）
離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はおそれがある者に対し、家賃相当額の支給や低廉な家賃の住居への転居費用を支給するほか、住居のない生活困窮者に対し、必要に応じて、一定期間、宿泊場所の供与等を実施することにより、対象者の安定した住居の確保と自立を促します。

【施策 No. 14】【福祉保健総務課】

【国・民間の取組】

- 刑務所出所者等で住居のない者のうち、更生緊急保護又は保護観察の対象者となった者については、更生保護施設や自立準備ホームに受け入れ、就労支援対策を活用するなどして就労を確保し、貯蓄を督促することで最終的な自立先の確保を促しています。

また、被疑者又は被告人として勾留されている者において、釈放後の住居がないまま釈放が見込まれる者は、勾留中の生活環境調整として、新潟地方検察庁と連携し、更生保護施設や自立準備ホームへの入所調整を行い、釈放と同時に住居がない状態とならないよう住居支援を行っています。

【施策 No. 15】【新潟保護観察所】

- 高齢又は障害などの理由により就労が困難な者については、地域生活定着支援事業により各都道府県に設置される地域生活定着支援センターの協力を得て、出所者等のニーズに適した住居や就労を含めた福祉的支援の調整を行っています。

【施策 No. 16】【新潟保護観察所】

- 帰住先がなく、就労する意欲がある者については、社員寮付きの求人の確保を前提に就労支援を行い、住居の確保に努めています。

帰住先がないまま出所する者については、就労支援を通じて、社員寮付きの求人などへの就労を図っています。

また、出所後、自力で生活できない者に対しては、保護観察所や地域生活定着支援センター等と連携して、出所後、福祉施設などに帰住できるように取り組んでいます。

【施策 No. 17】【新潟刑務所】

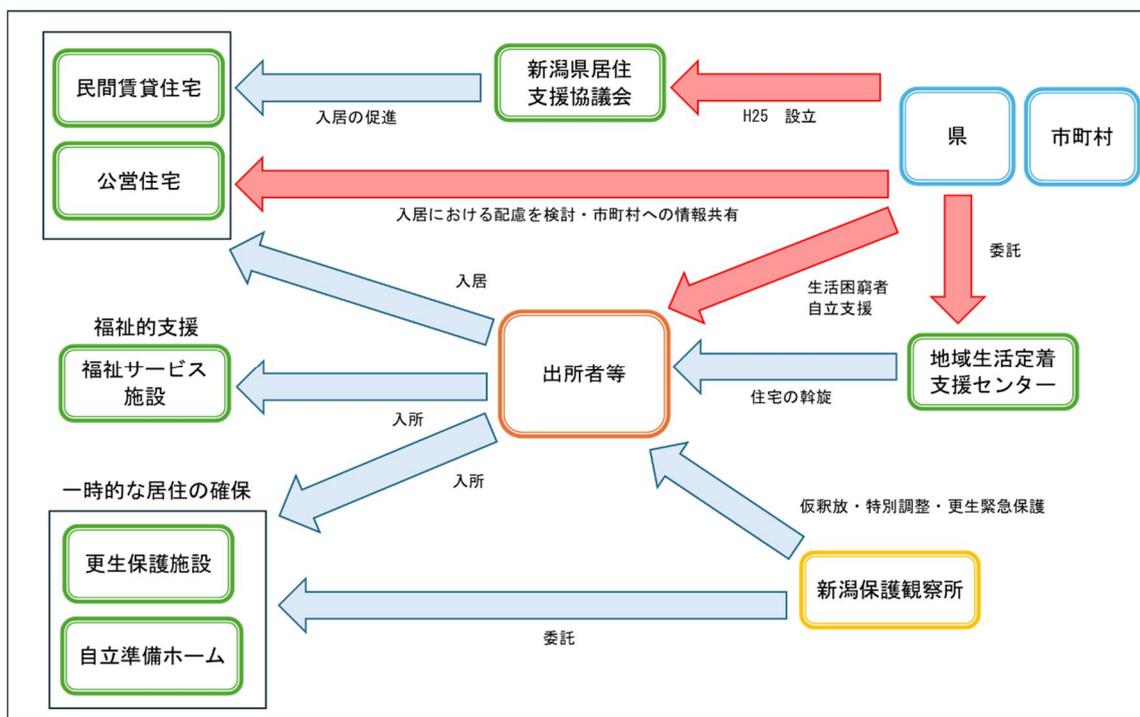
(素案)

- 保護者等の引受けができない場合は、保護観察所と連携して、更生保護施設、NPO法人等に帰住させています。

また、福祉的支援が必要な場合は、地域生活定着支援センターの協力を得て、福祉施設等へ帰住させています。ハローワークと連携し、在院中に住込み就労先を確保し帰住させるように取り組んでいます。

【施策 No. 18】【新潟少年学院】

※住居の確保（イメージ図）



第2節 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

(1) 現状と課題

令和5年の新受刑者のうち65歳以上の者(犯罪時居住地が県内)の割合は17.7%となっており、一次計画策定前の令和元年の数値(22.3%)よりも減少していますが、全国の割合より高くなっています。(第2章第2節3参照)

法務省によると、高齢者が2年以内に刑務所に再び入所する割合は他の世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者については、一般的に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかとなっています。

国の二次計画では、高齢者や知的障害、精神障害のある者等、福祉的ニーズを抱える者をよりの確に把握していく必要があること、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないことを理由に支援が実施できない場合があること、支援の充実に向け、刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関等の更なる連携強化を図る必要があることなどの課題に対応した取組を更に進める必要があるとしています。

県では新潟県地域生活定着支援センターによる支援や連携ネットワークの構築、障害者への支援や薬物を含む依存症者への支援等を通じて、高齢者及び障害のある者等への支援に取り組んできました。

しかしながら、本人が福祉支援を受け入れられるようにすること等の課題があり、引き続き関係機関の理解促進を図り、計画対象者の受入支援を進めていく必要があります。

(2) 具体的施策

○ 新潟県地域生活定着支援センターの充実強化

高齢又は障害により福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所等出所予定者の社会復帰のため、本県が設置している「新潟県地域生活定着支援センター」は、刑事司法関係機関と連携し、刑務所等出所予定者の社会復帰を支援します。

また、各市町村の再犯防止推進事業や重層的支援体制整備事業等と連携した啓発活動を通じて地域社会における理解や受入れの促進を図っていきます。

【施策 No. 19】【福祉保健総務課】

○ 地域再犯防止推進事業の実施

刑事司法手続きが終了し社会復帰した者等を対象とした総合相談窓口を設置し、対象者からの相談受付・助言や支援に適した福祉、就労等関係機関の紹介、連絡調整を実施します。

【施策 No. 20】【福祉保健総務課】

(素案)

○ 連携ネットワークの構築

犯罪をした者等のうち、高齢又は障害者であっても福祉の支援を求めない者や、本人は自覚していないが障害者と思われる者及び社会的孤立に陥っている者等への支援を目的に、支援体制の整備や刑事司法関係機関、民間協力者等と地域の連携ネットワークの構築を行います。

特に、早期の支援の重要性を共有するため、医療や教育の分野への啓発や連携強化を図ります。

【施策 No. 21】【福祉保健総務課・高齢福祉保健課】

○ 保健医療・福祉サービスの周知

高齢又は障害により福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所等出所予定者がスムーズに保健医療・福祉サービスが受けられるよう周知・支援します。

【施策 No. 22】【福祉保健総務課】

○ 障害者への支援の充実

障害を抱え、自立困難で福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所等出所予定者等が、適切な福祉サービスを受けられるよう支援します。

【施策 No. 23】【障害福祉課】

○ 薬物依存症者への支援

感染症対策・薬務課、県保健所及び新潟市保健所に「覚醒剤等相談窓口」を設置しており、薬物等に関する相談（面接・電話）に応じています。

【施策 No. 24】【感染症対策・薬務課】

○ 依存症者への支援

依存症者やその家族等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、依存症の予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備を行います。

各保健所は地域の相談窓口として、精神保健福祉センターは依存症の相談支援拠点として、関係機関や自助グループ等との連携を図りながら、必要な支援を行います。また、適切な医療が受けられるよう専門医療機関・治療拠点機関の整備を進めます。

【施策 No. 25】【障害福祉課】

【国・民間の取組】

- 矯正施設に収容中の者のうち、高齢又は障害のある者で出所後の住居が未定の者については、特別調整として、矯正施設及び地域生活定着支援センターの協力を得て住居及び必要な保健医療・福祉サービスの調整を行っています。

【施策 No. 26】【新潟保護観察所】

- 出所後の住居が確保されている高齢又は障害のある者についても、出所後に保健医療、福祉サービスの支援を行うことで、より健全な社会復帰が可能となると判断された場合、一般調整として地域生活定着支援センターの協力を得ることに より、保健医療・福祉サービスの調整を行っています。

また、刑事施設や少年院等に収容されている者のうち、出所後に地域に帰住することを希望する者については、保護司を始めとする更生保護関係者と連携し、釈放後の保健医療、福祉サービスの利用見込みといった帰住環境を調査し、本人の希望を踏まえて、改善更生と円滑な社会復帰に向けた生活環境の調整を行っています。

【施策 No. 27】【新潟保護観察所】

- 更生保護施設に福祉専門職員及び薬物専門職員の配置を支援するほか、福祉的支援が可能な施設を自立準備ホームに登録することにより、高齢又は障害のある刑務所出所者等を受け入れ、適切な保健医療・福祉サービスにつなげられる処遇の委託を行っています。

【施策 No. 28】【新潟保護観察所】

- 新潟刑務所は、社会福祉士等の資格を持つ常勤の福祉専門官を配置し、充実した福祉的支援に取り組んでいます。福祉的支援の対象者が、県内に帰住する場合又は他県でも地域福祉の利用歴がある場合は、保護観察所や地域生活定着支援センター等と情報共有を密に行いながら、特別調整を視野に入れた支援を行っています。

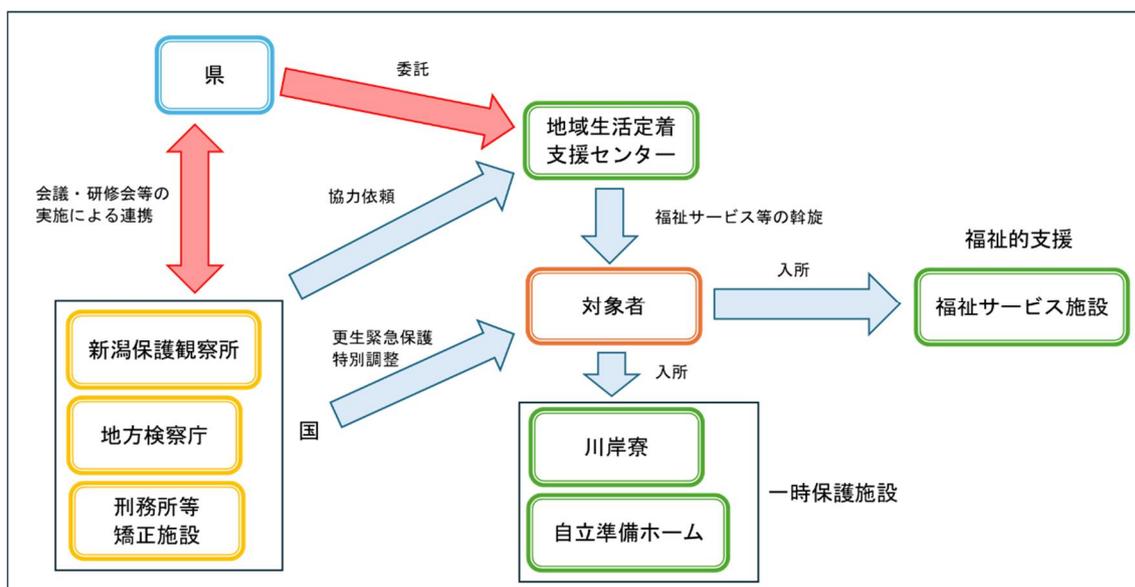
また、特別調整を行わない場合は、独自調整として支援を行っており、県内の行政や福祉施設と連携し、必要な調整を行うなどして帰住させ、また、保護観察所等の関係各機関と協力し、更生緊急保護による住まいの確保に加え、通所サービスの利用ができるよう福祉調整を行っています。 【施策 No. 29】【新潟刑務所】

(素案)

- 少年院で治療を受けている少年で、出院後、医療機関の診察を受ける必要がある場合には、少年及び保護者の同意を得て、出院時に医療情報（医師の紹介状）を手渡し、円滑な医療行為につなげています。

障害のある少年及びその保護者に対して、新潟刑務所の福祉専門官による面接を依頼し、出院後に利用できる福祉サービスや相談窓口等について指導を受けています。
【施策 No. 30】【新潟少年学院】

※高齢者・障害者への支援（イメージ図）



【新潟県地域生活定着支援センターの取組】

矯正施設に収容中の者のうち、高齢又は障害のある者で出所後の住居が未定の者について、平成 21 年度から地域生活定着促進事業が開始され、新潟県においても、平成 24 年 3 月 16 日に新潟県地域生活定着支援センターを開設し、以下の業務に取り組んでいます。

(1) コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設の入所者等を対象として、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等の斡旋又は福祉サービス等に係る申請支援等を行います。

(2) フォローアップ業務

コーディネート業務の斡旋により、矯正施設退所者を受け入れた施設等に対して、必要な助言を行います。

(3) 被疑者等支援業務

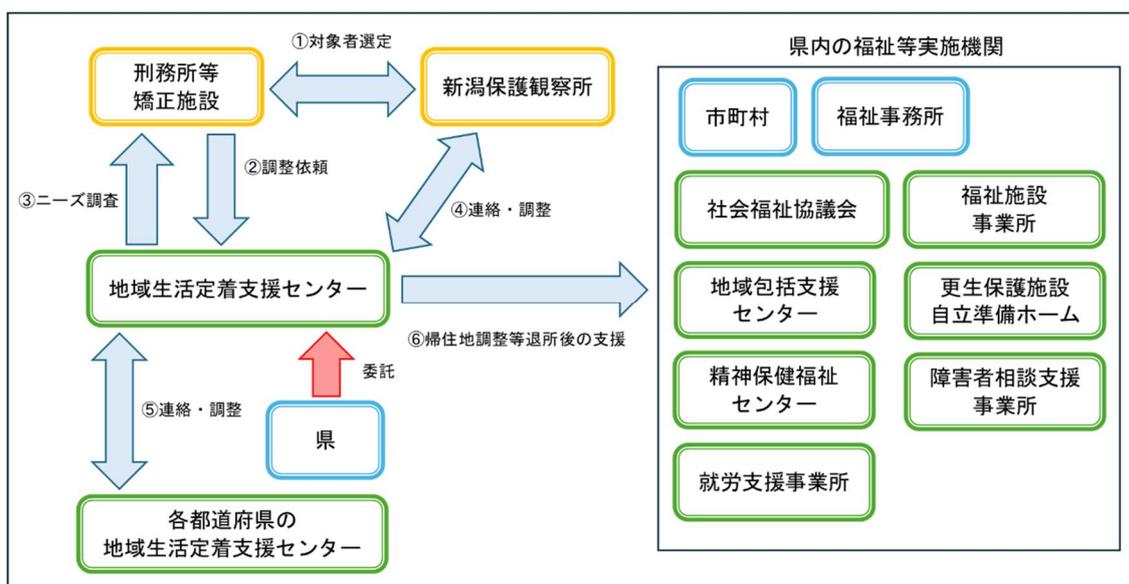
保護観察所長から、勾留中の被疑者や被告人の生活環境調整に係る支援協力等依頼があった際、福祉サービス等の調整を行います。

(4) 相談業務

矯正施設退所者の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行います。

(5) 関係機関との連携

ケース会議、合同支援会議等を開催します。



第3節 非行の防止等

(1) 現状と課題

令和6年の刑法犯少年の再犯者数は63人であり、再犯者率は23.7%となっており、一次計画策定前の令和元年の数値(26.9%)よりも減少しています(第2章第1節2参照)。

国の二次計画では、依然として少年院出院時に復学・進学を希望している者のうち約7割は復学・進学が決定しないまま少年院を出院しているなどの課題に対応するため、引き続き、矯正施設において、民間のノウハウやICTの活用などにより教科指導の充実を図るとともに、少年院出院後も一貫した修学支援を実施できるように、矯正施設、保護観察所、学校等の関係機関の連携を強化していく必要があり、また、非行が就学からの離脱を助長し、または復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を強化していく必要があるとしています。

県では、学校や地域と連携した非行防止活動を行ってきました。

引き続き、関係機関と連携し、将来を担う少年たちの健全育成を図り、円滑な社会復帰をするための支援を進めていきます。

(2) 具体的施策

○ 学校と警察が連携した非行防止活動の実施

学校における非行防止のための教育を学校と警察で連携して行います。

【施策 No. 31】【生徒指導課・警察本部】

○ 地域における非行防止活動の推進

青少年健全育成県民大会等を通じて、健全育成に対する県民の関心を高めるとともに、理解の増進を図り、非行防止活動の促進を支援します。

【施策 No. 32】【こども家庭課】

【国・民間の取組】

○ 中学校在学中の保護観察対象者、中学校への復学が見込まれる少年院在院者については、保護観察官及び保護司が中学校と十分な連絡を取り合いながら、必要かつ適切な保護観察及び生活環境の調整を行っています。

【施策 No. 33】【新潟保護観察所】

○ 新潟法務少年支援センター(少年鑑別所)では、地域援助として、非行や犯罪、学校などでのトラブル、交友関係などに関して、学校関係機関や児童生徒本人、保護者などからの相談に応じ、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する

(素案)

活動や、健全育成に関する活動の支援などに取組んでおり、これを一層推進します。支援対象者の年齢については、成人・未成年を問いません。

【施策No. 34】 【新潟法務少年支援センター】

- 少年院の矯正教育の内容としては、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導、特別活動指導があり、また、社会復帰支援として就労支援や修学支援、資格取得(高校卒業程度認定試験、危険物取扱者試験、小型建設機械特別教育等)等を実施しています。

また、円滑な社会復帰のためには保護者の協力も必要であり、保護者会、面会、行事等を通して、親子関係の改善、不良交友の断絶等についての働き掛けを行っています。

【施策 No. 35】 【新潟少年学院】

第4節 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援

(1) 現状と課題

県内の覚醒剤事犯検挙人員のうち再犯者率は70%前後で推移していましたが、令和6年は41.0%となっています(第2章第1節3参照)。

「令和6年再犯防止推進白書」の“全国の出所受刑者等の2年以内再入率の推移”を罪名別で見ると令和4年の再入者率は「覚醒剤取締法違反」で10.6%(前年比2.2%減)、「性犯罪」で6.2%(前年比2%減)、特性別で見ると令和4年の少年院出院者の2年以内再入院率は9.1%(前年比1.4%増)となっています。

罪名別、特性別に見るとそれぞれに傾向があり、また、各個人に着目しても、犯罪や非行の内容はもちろんのこと、心身の状況、家庭環境、交友関係等、犯罪の背景にある事情は様々です。

国の二次計画では、再犯の防止等のためには罪種ごとに認められる特徴や各個人の特性を的確に把握し、それらに応じた効果的な指導等を行うことが重要であるとしています。

県としては、個人のプライバシーに配慮しつつ、罪種のみならず個々の状況や背景に応じて寄り添った支援を行っていきます。

(2) 具体的施策

○ 薬物乱用防止啓発事業

新潟県薬物乱用対策推進本部を構成する国、市町村及び薬事関係団体等と連携しながら、各種取組みにより薬物乱用対策の推進を図ります。

【主な取組み】

- ・薬物乱用対策推進本部の設置
- ・薬物乱用防止推進地区連絡会議及び研修会の開催
- ・学生ボランティアによる街頭キャンペーンにて啓発資材の配布や薬物乱用防止の呼びかけ
- ・ポスターコンクールやリーフレットの作成配布等による啓発活動の実施
- ・薬物乱用防止指導員による啓発活動
- ・覚醒剤等相談窓口の開設

【施策 No. 36】【感染症対策・薬務課】

○ 依存症者への支援《再掲》

依存症者やその家族等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、依存症の予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備を行います。

各保健所は地域の相談窓口として、精神保健福祉センターは依存症の相談支援

(素案)

拠点として、関係機関や自助グループ等との連携を図りながら、必要な支援を行います。また、適切な医療が受けられるよう専門医療機関・治療拠点機関の整備を進めます。

【施策 No. 25】【障害福祉課】

○ 非行少年等への支援及び非行防止対策

県下3か所に設置されている少年サポートセンターにおいて、少年警察補導員が常駐し、関係機関と連携しながら少年たちの健全育成に向けた活動を実施します。

【施策 No. 37】【警察本部】

○ ストーカー加害者に対する再犯防止に向けた取組

精神医療機関等と連携を図り、ストーカー加害者に対するアプローチを積極的に実施し、再犯の抑止を図ります。

【施策 No. 38】【警察本部】

○ 子どもへの暴力的性犯罪者に対する再犯防止に向けた取組

出所後の対象者が、再び子ども対象・暴力的性犯罪を犯すことを防止するため、定期的な所在確認及び面談を実施します。

【施策 No. 39】【警察本部】

【国・民間の取組】

- 刑務所出所者等保護観察対象者に対して、薬物再乱用防止プログラムや性犯罪再犯防止プログラムといった専門的処遇プログラムを実施し、再犯防止を図ります。

【施策 No. 40】【新潟保護観察所】

第5節 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組

1 民間協力者の活動の促進のための取組

(1) 現状と課題

新潟県の更生保護は、保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主、更生保護法人、更生保護施設等の民間協力者の協力により、実施されています。

協力雇用主数は、令和6年では556社（前年比12社増）、県内の保護司数は令和7年で957人（前年比7人増）、となっています（第2章第3節2、6参照）。

犯罪をした者等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられており、その活動は、刑事司法手続が進行中の段階から終了した後の段階まで、あらゆる段階をカバーする裾野の広いもので、刑事司法関係機関や地方公共団体といった官の活動とも連携した取組が行われています。

国の二次計画では、民間協力者が果たす役割の重要性に鑑み、民間協力者の活動を一層促進していくことはもとより、より多くの方々に再犯の防止等に向けた取組に参画してもらえるよう、新たな民間協力者の開拓も含め、積極的な働き掛けを行っていくこととしています。

県としても、民間協力者が地域社会における“息の長い”支援を行う上で重要な社会資源であることを踏まえ、今後、より一層、民間協力者との連携を強化し、地域の理解促進を図っていきます。

(2) 具体的施策

○ 民間支援団体等との連携

少年警察ボランティア活動の推進による非行防止の取組、新潟県暴力団排除団体による暴力団員の離脱・就労の取組を支援します。

【施策 No. 41】【警察本部】

【国・民間の取組】

- 地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動に当たる更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティア、更生保護法人等が、“社会を明るくする運動”等の広報・啓発活動、地域の関係機関等と連携した再犯防止のための取組等を促進できるよう、活動に対する支援を行っています。

その他にも、保護観察官が関係機関等の研修や地域の行事などで更生保護制度等に関する講座の講師を務めるなど、更生保護制度や再犯防止対策の重要性等について広報・啓発活動を行っています。

【施策 No. 42】【新潟保護観察所】

(素案)

- 更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアに対し、更生保護に対する理解の促進を図り、活動内容を充実させるための研修を行います。

【施策 No. 43】【新潟保護観察所】

- 改善指導等では、令和7年6月から施行された拘禁刑の趣旨を踏まえ、これまで以上に個々の受刑者の特性に応じた矯正処遇の実施を進めるため、教誨師や篤志面接委員等のほか、関係団体や外部講師等による民間協力者の協力により、各種指導や講話、面接等の方法で、被害者及びその家族等が置かれている状況や心情を理解させるなど、自ら犯した罪に対する内省を深め、改善更生を図り、再犯防止に資するよう指導を実施しています。

【施策 No. 44】【新潟刑務所】

- 職業指導(溶接、陶芸)、教科指導(珠算)、特別活動指導(音楽・書道・美術クラブ)、高校卒業程度認定試験や各種講演などで、民間の講師による指導を受けているほか、民間会社の協力により図書のパッケージ管理、選書の導入に向けた準備を進めているなど、矯正教育の多くの分野で民間協力者の協力・支援を受けています。

【施策 No. 45】【新潟少年学院】

2 広報・啓発活動の推進のための取組

(1) 現状と課題

犯罪をした者等が社会復帰するためには、行政や地域住民の理解や協力が重要であり、県では民間協力者の活動や再犯防止に向けた取組の広報啓発に取り組んできました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、“社会を明るくする運動”は一時的に参加者数が減少しましたが、令和5年には参加者数が回復し、令和6年も多くの方々の参加を得ました。今後もより一層、関係機関等と協力し、県民の関心と理解を深められるよう取り組んでいくことが必要です。

(2) 具体的施策

- 民間支援団体の啓発活動の推進

“社会を明るくする運動”や県職員・県教職員・県警職員を対象とした退職予定者説明会等において、再犯防止推進の活動のPRを積極的に実施し、民間協力者の確保と活動の推進を支援します。

【施策 No. 46】【こども家庭課、福祉保健総務課、警察本部】

【国・民間の取組】

- “社会を明るくする運動”を、新潟県推進委員会(委員長：新潟県知事)の事務局として、毎年7月の強調月間を中心に推進しています。主な行事として、内閣総理大臣メッセージの伝達、小中学生を対象とした“社会を明るくする運動”作文コンテストなどを実施しています。これらの行事を通じて、県民各層に運動の趣旨に対する理解と協力を求めています。 **【施策 No. 47】【新潟保護観察所】**

- 施設見学や講演・研修等を積極的に受け入れ、少年鑑別所(法務少年支援センター)の活動を理解していただき、再犯防止に向けた取組の広報を行っています。また、大学生・大学院生の実習の受入の際は、再犯・再非行防止に向けた取組について積極的に取り上げ、次世代の援助者育成を図っています。 **【施策 No. 48】【新潟少年鑑別所】**

- 一般の方の参観や刑務作業製品の即売会などを積極的に行い、矯正行政について幅広く御理解をいただけるような取組を行っています。 **【施策 No. 49】【新潟刑務所】**

- 薬物非行防止指導担当者が、近隣の自治体と連携し、公立中学校や保健所において、授業・研修を行っています。施設見学を積極的に受け入れ、少年院の教育活動を理解していただき、再犯防止に向けた取組の広報を行っています。 **【施策 No. 50】【新潟少年学院】**

第6節 地域による包摂の推進（市町村・国・関係団体との連携強化の取組）

（1）現状と課題

犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、安定した生活を送るためには、刑事司法手続段階における社会復帰支援のみならず、刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要となります。

県としてはこれまでも、罪を犯した人が様々な生きづらさを抱えながらも立ち直り、地域社会の一員としてともに生き、支え合う社会づくりを促進するため、県内の刑事司法関係機関（新潟地方検察庁、新潟刑務所、新潟少年鑑別所、新潟少年学院、新潟保護観察所等）を中心に、犯罪をした者等の立ち直りを支援する民間団体等と連携してきました。

引き続き、適切な役割分担による支援連携体制の強化を図るとともに、市町村の理解促進、支援の地域差解消のための取組を実施することが必要です。

（2）具体的施策

○ 国・市町村・関係団体との連携の強化

犯罪をした者等が、地域社会において孤立することなく県民の理解と協力を得て立ち直り、再び地域社会を構成する一員としてともに生き、支え合う社会の実現を目指すため、国・市町村・関係団体と情報共有し、連携の強化を図ります。

【施策 No. 51】【各課】

○ 地域のネットワークづくり

課題等の情報共有、「県計画」の管理等を行うため、関係機関による再犯防止（社会復帰）推進会議を設置し、効果的な再犯防止の推進を図り、社会復帰を支援します。

【施策 No. 52】【福祉保健総務課】

○ 県内の福祉支援・福祉サービスの情報共有

県内の福祉支援・福祉サービスの情報を市町村・関係機関・関係団体と連携し、更新・共有を図ります。

【施策 No. 53】【福祉保健総務課】

○ 市町村再犯防止推進計画の策定の推進等

県内市町村へ再犯防止推進計画の策定を働きかけるとともに、県計画策定委員会資料を県 HP で公開するなど、策定のための情報提供等、必要な支援を行います。

【施策 No. 54】【福祉保健総務課】

(素案)

- 矯正施設や更生保護施設見学等を通じた市町村再犯防止推進担当者の理解促進
矯正施設や更生保護施設等と連携し、県内市町村の再犯防止推進担当者等に向けた矯正施設・更生保護施設の見学を開催し、再犯防止や罪を犯した方等の更生に関して理解促進に努めます。

【施策 No. 55】【福祉保健総務課】

- 地域福祉に係る包括的な支援体制の整備
地域福祉に係る包括的な支援体制の整備に取り組む市町村の支援や孤独・孤立対策に取り組む関係機関とのネットワークの構築や生活困窮者への地域の支援体制の検討を行う「支援会議」の開催等を行うなど、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する支援体制の構築を推進します。

【施策 No. 56】【福祉保健総務課】

【国・民間の取組】

- 高齢又は障害のある被疑者、被告人等に対する更生緊急保護の実施について新潟保護観察所に協力を依頼するとともに、福祉関係機関による支援が必要と思われる者には、新潟県地域生活定着支援センターに協力を依頼するなどして、再犯防止・社会復帰支援に取り組んでいます。

また、入口支援業務を行うに当たり、関係機関との連携を深めるため、新潟保護観察所、新潟少年鑑別所、新潟県地域生活定着支援センター、新潟県、新潟県警察本部、当庁及び新潟県弁護士会の7者による協議会を実施しています。

【施策 No. 57】【新潟地方検察庁】

- 関係機関・団体との間で、必要な情報交換を行うとともに、連携を確保する目的で以下のような協議会を開催しています。

〈就労支援関係〉

- ・新潟県刑務所出所者等就労支援事業協議会

〈高齢・障害関係〉

- ・刑務所在所特別調整を円滑に進めるため、新潟県地域生活定着支援センター及び新潟刑務所との実務者会議
- ・勾留中の生活環境調整を円滑に進めるため、新潟県、新潟県地域生活定着支援センター、新潟地方検察庁、県弁護士会との実務者会議

〈薬物関係〉

- ・新潟県薬物事犯者等地域支援連絡協議会

〈再犯防止関係〉

- ・再犯防止推進計画を策定した市町村等に対する再犯防止をテーマとした職員研

修

【施策 No. 58】【新潟保護観察所】

- 新潟法務少年支援センターとして、関係機関の連携を強化し、地域援助（同センターが行う地域の非行及び犯罪の防止に関する、相談対応、情報提供、助言、各種心理検査等の調査、心理的援助、研修、講演等）を推進するために、地域援助協議会を開催しています。

【施策 No. 59】【新潟少年鑑別所】

- 刑法等の一部改正に伴い、令和7年6月以降、保護観察所との連携を強化して、原則として保護観察付刑の全部猶予者全員に対する鑑別を実施し、保護観察の効果的かつ円滑な実施に向けた援助を行います。また、必要に応じて、より精密な鑑別を実施します。

【施策 No. 60】【新潟少年鑑別所】

- 受刑者が円滑に社会復帰できるよう、就労支援や福祉的支援について、ハローワークや新潟保護観察所、新潟県地域生活定着支援センターや市役所などの地方公共団体等と密な連携を図ります。

【施策 No. 61】【新潟刑務所】

- 家庭裁判所、保護観察所との連携のほか、ハローワーク、地域生活定着支援センター、警察署、地方公共団体等との連携が少年の社会復帰支援において重要であることから、在院者に対する講話を実施していただくなど、連携を強化します。

【施策 No. 62】【新潟少年学院】

- 更生保護施設から退所し県内で自立した者が、安定した生活を送り、地域生活に定着できるよう、フォローアップの取組を推進します。

【施策 No. 63】【新潟保護観察所】

- 地域社会における犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生や犯罪の予防に寄与するため、地域援助として、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用した援助を行います。

【施策 No. 64】【新潟保護観察所】

(素案)

2 県内の福祉支援・福祉サービス一覧

- | |
|----------------------|
| (1) 福祉に関する支援 |
| (2) 矯正施設から出所された方の支援等 |
| (3) 生活困窮に関すること |
| (4) 高齢者に関すること |
| (5) 障害者に関すること |
| (6) 児童に関すること |
| (7) 女性に関すること |
| (8) 依存症に関すること |
| (9) 医療に関すること |
| (10) その他 |

(1) 福祉に関する支援

福祉に関する困りごと、相談ごとがありましたら、まずは、お住まいの地域の関係機関へお問い合わせください。

● 県福祉保健部各課

福祉保健総務課	〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1	025-285-5511 (代表) 月～金 8:30～17:15 土日・祝日を除く
国保・福祉指導課		
地域医療政策課		
感染症対策・薬務課		
医師・看護職員確保対策課		
高齢福祉保健課		
健康づくり支援課		
生活衛生課		
障害福祉課		
こども家庭課		

● 県地域振興局健康福祉（環境）部

村上地域振興局健康福祉部	0254-53-3151	村上市、関川村、粟島浦村
新発田地域振興局健康福祉環境部 (新発田地域福祉事務所)	0254-26-9129	新発田市、胎内市、阿賀野市、 聖籠町 (村上市、関川村、粟島浦村)
新潟地域振興局健康福祉部 (新津地域福祉事務所)	0250-22-5171	五泉市、阿賀町

(素案)

三条地域振興局健康福祉環境部 (三条地域福祉事務所)	0256-36-2360	三条市、加茂市、燕市、田上町、 弥彦村
長岡地域振興局健康福祉環境部 (長岡地域福祉事務所)	0258-33-4930	長岡市、小千谷市、見附市、 出雲崎町(柏崎市、出雲崎町)
魚沼地域振興局健康福祉部	025-792-1145	魚沼市
南魚沼地域振興局健康福祉環境部 (南魚沼地域福祉事務所)	025-772-2457	南魚沼市、湯沢町 (魚沼市、十日町市、津南町)
十日町地域振興局健康福祉部	025-757-2400	十日町市、津南町
柏崎地域振興局健康福祉部	0257-22-4165	柏崎市、刈羽村
上越地域振興局健康福祉環境部	025-524-6133	上越市、妙高市(糸魚川市)
糸魚川地域振興局健康福祉部	025-552-1783	糸魚川市
佐渡地域振興局健康福祉環境部	0259-74-3398	佐渡市

* 1 地域福祉課及び総務福祉課(福祉担当)の業務は()内の区域も含む。

●市町村相談窓口

長岡市	福祉総務課	〒940-8501 長岡市大手通 1-4-10	0258-35-1122
三条市	福祉課	〒955-8686 三条市旭町 2-3-1	0256-34-5511
柏崎市	福祉課	〒945-8511 柏崎市日石町 2-1	0257-23-5111
新発田市	社会福祉課	〒957-8686 新発田市中心中央町 3-3-3	0254-22-3030
小千谷市	福祉課	〒947-8501 小千谷市城内 2-7-5	0258-83-3511
加茂市	健康福祉課	〒959-1392 加茂市幸町 2-3-5	0256-52-0080
十日町市	福祉課	〒948-8501 十日町市千歳町 3-3	025-757-3111
見附市	健康福祉課	〒954-8686 見附市昭和町 2-1-1	0258-62-1700
村上市	福祉課	〒958-8501 村上市三之町 1-1	0254-53-2111
燕市	社会福祉課	〒959-0295 燕市吉田西太田 1934	0256-92-1111
糸魚川市	福祉事務所	〒941-8501 糸魚川市一の宮 1-2-5	025-552-1511
妙高市	福祉介護課	〒944-8686 妙高市栄町 5-1	0255-72-5111
五泉市	健康福祉課	〒959-1692 五泉市太田 1094-1	0250-43-3911
上越市	福祉課	〒943-8601 上越市木田 1-1-3	025-526-5111
阿賀野市	社会福祉課	〒959-2092 阿賀野市岡山町 10-15	0250-62-2510
佐渡市	社会福祉課	〒952-1292 佐渡市千種 232	0259-63-3111
魚沼市	福祉支援課	〒946-8601 魚沼市小出島 910	025-792-1000
南魚沼市	福祉課	〒949-6696 南魚沼市六日町 180-1	025-773-6660
胎内市	福祉介護課	〒959-2693 胎内市新和町 2-10	0254-43-6111
聖籠町	保健福祉課	〒957-0117 聖籠町大字諏訪山 1635-4	0254-27-2111

(素案)

弥彦村	住民福祉課	〒959-0392 弥彦村大字矢作 402	0256-94-3131
田上町	保健福祉課	〒959-1503 田上町大字原ヶ崎新田 3070	0256-57-6222
阿賀町	福祉介護課	〒959-4495 阿賀町津川 580	0254-92-3111
出雲崎町	保健福祉課	〒949-4392 出雲崎町大字川西 140	0258-78-3111
湯沢町	福祉介護課	〒949-6192 湯沢町大字神立 300	025-784-3451
津南町	福祉保健課	〒949-8292 津南町大字下船渡戊 585	025-765-3111
刈羽村	福祉保健課	〒945-0397 刈羽村大字割町新田 215-1	0257-45-2244
関川村	健康福祉課	〒959-3292 関川村大字下関 912	0254-64-1441
粟島浦村	保健福祉課	〒958-0061 粟島浦村字日ノ見山 1513-11	0254-55-2111
新潟市	福祉総務課	〒951-8550 中央区学校町通 1 番町 602-1	025-228-1000

●新潟県社会福祉協議会

生活福祉資金制度や日常生活自立支援事業、高齢者相談等の支援を行っております。

所在地	〒950-0994 新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3 階
連絡先	025-281-5520

●市町村社会福祉協議会

長岡市社会福祉協議会	0258-32-1442	佐渡市社会福祉協議会	0259-81-1155
三条市社会福祉協議会	0256-33-8511	魚沼市社会福祉協議会	025-792-8191
柏崎市社会福祉協議会	0257-22-1411	南魚沼市社会福祉協議会	025-773-6911
新発田市社会福祉協議会	0254-23-1000	胎内市社会福祉協議会	0254-44-8682
小千谷市社会福祉協議会	0258-83-2340	聖籠町社会福祉協議会	0254-27-6767
加茂市社会福祉協議会	0256-52-6667	弥彦村社会福祉協議会	0256-94-4551
十日町市社会福祉協議会	025-750-5010	田上町社会福祉協議会	0256-57-5877
見附市社会福祉協議会	0258-61-1353	阿賀町社会福祉協議会	0254-92-3088
村上市社会福祉協議会	0254-53-3467	出雲崎町社会福祉協議会	0258-41-7133
燕市社会福祉協議会	0256-78-7080	湯沢町社会福祉協議会	025-784-4111
糸魚川市社会福祉協議会	025-552-7700	津南町社会福祉協議会	025-765-3774
妙高市社会福祉協議会	0255-72-7660	刈羽村社会福祉協議会	0257-45-2026
五泉市社会福祉協議会	0250-41-1000	関川村社会福祉協議会	0254-64-0111
上越市社会福祉協議会	025-526-1515	粟島浦村社会福祉協議会	0254-55-2111
阿賀野市社会福祉協議会	0250-67-9203	新潟市社会福祉協議会	025-243-4366

(素案)

(2) 矯正施設から出所された方の支援等

●新潟県地域生活定着支援センター

所在地	〒950-0994 新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3 階 公益社団法人新潟県社会福祉士会 事務局内
連絡先	025-281-6010
開所時間	平日 9:00～17:00

(3) 生活困窮に関すること

●県内生活困窮者自立支援制度窓口（令和6年4月現在）

生活困窮者への相談支援を実施するほか、自立の支援を行います。

新潟県 (町村部)	新潟県パーソナル・サポート・センター（下越地区）	025-250-5160
	新潟県パーソナル・サポート・センター（中越地区）	0258-89-8345
新潟市	新潟市パーソナル・サポート・センター	025-385-6851
長岡市	長岡市パーソナル・サポート・センター	0258-89-8263
上越市	地域包括支援センターたかだ	025-526-1155
	みんなでいきる地域包括支援センター	025-520-8970
	センター病院地域包括支援センター	025-527-3880
	高田の郷地域包括支援センター	025-521-5133
	かずが地域包括支援センター	025-520-5028
	リボーン地域包括支援センター	025-530-7802
	ふもと地域包括支援センター	025-531-1502
	地域包括支援センター府中会	025-544-3325
	しおさいの里地域包括支援センター 大潟くらし支援室	025-535-1151
	柿崎地域包括支援センター	025-536-6312
	浦川原地域包括支援センター	025-599-3872
上越あたご地域包括支援センター三和	025-530-7581	
三条市	(福) 三条市社会福祉協議会 生活支援係	0256-47-4422
柏崎市	生活サポートセンター柏崎	0257-22-1411
新発田市	社会福祉課生活支援係	0254-28-9221
小千谷市	福祉課生活福祉係	0258-83-3517
加茂市	(福) 加茂市社会福祉協議会	0256-52-6667
十日町市	地域福祉課生活支援係	025-757-3565
見附市	くらしの自立支援センターみつけ	0258-62-7010
村上市	生活支援センターむらかみ	0254-62-7756

(素案)

燕市	生活困窮者支援	0256-77-8173
糸魚川市	福祉事務所	025-552-1511
妙高市	生活・お仕事困りごと相談窓口	0255-74-0061
五泉市	五泉市くらしの支援センター	0250-41-1200
阿賀野市	暮らしサポートセンターあがの	0250-67-9500
佐渡市	生活自立相談支援センター	0259-81-1155
魚沼市	魚沼市社会福祉協議会地域福祉課	025-792-8181
南魚沼市	くらしのサポートセンターみなみ（生活支援係）	025-773-6919
胎内市	せいかつ応援センター胎内市社協	0254-44-1511

(4) 高齢者に関すること

● 県内地域包括支援センター（令和7年4月末日時点）

保健師、社会福祉士、ケアマネジャーなどが高齢者への総合的な支援を行っています。

長岡市	長岡市地域包括支援センターなかじま・おもてまち	0258-30-1121
	長岡市地域包括支援センターけさじろ	0258-37-5700
	長岡市地域包括支援センターふそき	0258-25-3354
	長岡市地域包括支援センターみやうち・やまこし	0258-39-0080
	長岡市地域包括支援センターまきやま・みしま	0258-29-7005
	長岡市地域包括支援センターにしながおか	0258-29-6621
	長岡市地域包括支援センターなかのしま・よいた	0258-61-2600
	長岡市地域包括支援センターこしじ・おぐに	0258-41-3201
	長岡市地域包括支援センターわしま・てらどまり	0258-74-3808
	長岡市地域包括支援センターとちお	0258-53-2265
	長岡市地域包括支援センターかわぐち	0258-89-3974
三条市	三条市地域包括支援センター嵐北	0256-36-0620
	三条市地域包括支援センター嵐南	0256-36-5001
	三条市地域包括支援センター東	0256-38-4455
	三条市地域包括支援センター栄	0256-45-7600
	三条市地域包括支援センター下田	0256-46-3193
柏崎市	柏崎市北地域包括支援センターはらまち	0257-24-4201
	柏崎市中地域包括支援センター	0257-24-6715
	柏崎市西地域包括支援センターまちなか	0257-20-1535
	柏崎市東地域包括支援センター	0257-31-2122
	柏崎市南地域包括支援センター	0257-31-4515
	柏崎市西地域包括支援センターあかさかやま	0257-41-5612

(素案)

	柏崎市北地域包括支援センターにしやま	0257-47-7424
新発田市	新発田北地域包括支援センター	0254-41-4646
	新発田中央地域包括支援センター	0254-26-2400
	新発田西地域包括支援センター	0254-28-7447
	新発田東地域包括支援センター	0254-31-2001
	新発田南地域包括支援センター	0254-24-1111
小千谷市	小千谷市地域包括支援センター	0258-83-0807
加茂市	加茂市地域包括支援センター	0256-41-4032
	加茂市地域包括支援センター あさひ	0256-47-4666
十日町市	十日町東地域包括支援センター	025-757-3551
	十日町南地域包括支援センター	025-758-2324
	十日町西地域包括支援センター	025-597-3805
	十日町北地域包括支援センター	025-761-7406
	十日町中地域包括支援センター	025-755-5115
見附市	見附市地域包括支援センター中央	0258-63-3555
	見附市地域包括支援センター南	0258-62-1750
	見附市地域包括支援センター西	0258-62-3345
	見附市地域包括支援センター今町	0258-61-5221
村上市	村上市地域包括支援センター	0254-53-2111
燕市	燕市地域包括支援センターおおまがり	0256-61-6165
	燕市地域包括支援センターさわたり	0256-62-2900
	燕市分水地区地域包括支援センター	0256-97-7113
	燕市吉田地区地域包括支援センター	0256-94-7676
糸魚川市	地域包括支援センターよしだ	025-550-1788
	糸魚川総合病院地域包括支援センター	025-553-1221
	地域包括支援センターみやまの里	025-550-6525
	能生地域包括支援センター	025-561-4180
	地域包括支援センターおうみ	025-562-3500
妙高市	妙高市地域包括支援センター	0255-74-0017
五泉市	五泉地域包括支援センター	0250-41-1710
	村松地域包括支援センター	0250-58-8811
上越市	浦川原地域包括支援センター	025-599-3872
	柿崎地域包括支援センター	025-536-6312
	高田の郷地域包括支援センター	025-521-5133
	地域包括支援センターたかだ	025-526-1155

(素案)

	地域包括支援センター府中会	025-544-3325
	上越あたご地域包括支援センター三和	025-530-7581
	ふもと地域包括支援センター	025-531-1502
	しおさいの里地域包括支援センター大潟くらし支援室	025-535-1151
	センター病院地域包括支援センター	025-527-3880
	みんなでいきる地域包括支援センター	025-520-8970
	リボン地域包括支援センター	025-530-7802
	かすが地域包括支援センター	025-520-5028
阿賀野市	阿賀野市地域包括支援センター阿賀野	0250-62-2510
	阿賀野市地域包括支援センター笹神	0250-62-4143
佐渡市	佐渡西地域包括支援センター	0259-57-8152
	佐渡東地域包括支援センター	0259-23-5515
	佐渡南地域包括支援センター	0259-88-3844
	佐渡中地域包括支援センター	0259-58-7173
魚沼市	魚沼市西部地域包括支援センター	025-794-6001
	魚沼市北部地域包括支援センター	025-793-7075
	魚沼市南部地域包括支援センター	025-793-7337
南魚沼市	南魚沼市地域包括支援センター	025-773-6675
胎内市	地域包括支援センターちゅーりっぷ苑	0254-28-0022
	地域包括支援センター胎内市社協	0254-44-8687
	地域包括支援センター中条愛広苑	0254-46-5601
	地域包括支援センターやまぼうし	0254-47-2115
聖籠町	聖籠町地域包括支援センター	0254-27-6521
弥彦村	弥彦村地域包括支援センター	0256-94-1030
田上町	田上町地域包括支援センター	0256-57-6220
阿賀町	阿賀町地域包括支援センター	0254-92-3986
出雲崎町	出雲崎町地域包括支援センター	0258-41-7211
湯沢町	湯沢町地域包括支援センター	025-784-3000
津南町	津南町地域包括支援センター	025-765-5455
刈羽村	刈羽村地域包括支援センター	0257-41-6520
関川村	関川村地域包括支援センターせきかわ	0254-64-1473
粟島浦村	粟島浦村地域包括支援センター	0254-55-2111
新潟市	新潟市地域包括支援センター阿賀北	025-258-1212
	新潟市地域包括支援センター上土地亀	025-386-1150
	新潟市地域包括支援センターくずつか	025-386-8100

(素案)

新潟市地域包括支援センター石山	025-277-0077
新潟市地域包括支援センター木戸・大形	025-272-3552
新潟市地域包括支援センター藤見・下山	025-290-7155
新潟市地域包括支援センター山の下	025-250-0032
新潟市地域包括支援センター鳥屋野・上山	025-240-6077
新潟市地域包括支援センターふなえ	025-229-3600
新潟市地域包括支援センター宮浦東新潟	025-240-6111
新潟市地域包括支援センター関屋・白新	025-231-5659
新潟市地域包括支援センター山潟	025-257-7090
新潟市地域包括支援センター大江山・横越	025-278-7860
新潟市地域包括支援センターかめだ	025-383-1780
新潟市地域包括支援センター曾野木両川	025-282-7295
新潟市地域包括支援センターこすど	0250-61-1311
新潟市地域包括支援センター新津	0250-25-3081
新潟市地域包括支援センターにいつ日宝町	0250-22-1931
新潟市地域包括支援センターあじかた	025-372-5121
新潟市地域包括支援センターしろね北	025-362-1750
新潟市地域包括支援センターしろね南	025-373-6770
新潟市地域包括支援センター赤塚	025-264-3377
新潟市地域包括支援センター黒埼	025-377-1522
新潟市地域包括支援センター小新・小針	025-201-1351
新潟市地域包括支援センター坂井輪	025-269-1611
新潟市地域包括支援センター岩室	0256-82-5501
新潟市地域包括支援センター中之口・潟東	025-375-8833
新潟市地域包括支援センター西川	0256-88-3122
新潟市地域包括支援センター巻	0256-73-6780
新潟市地域包括支援センター五十嵐	025-378-2255

● 高齢者に係る日常生活上の心配事など

新潟県認知症コールセンター	025-281-2783	月～金（祝日、年末年始を除く） 9:00-17:00
---------------	--------------	-------------------------------

(素案)

(5) 障害者に関すること

- 手帳の申請、医療費助成、福祉サービスの利用など、日常生活や社会活動に関する相談

各市区町村の障害福祉担当課	各市区町村役場にお問い合わせください
---------------	--------------------

- 発達障害に関する相談

新潟県発達障がい者支援センター RISE (ライズ)	025-266-7033	月～金 (祝日を除く) 8:30-17:15
新潟市発達障がい支援センター JOIN (ジョイン)	025-234-5340	月～金 (祝日を除く) 8:30-17:30 土 9:00-15:00

(6) 児童に関すること

- 児童相談所

0歳から18歳未満までのお子さんの家庭や学校での問題、不登校、非行、発達の遅れ、療育手帳の判定、虐待等の養育の問題などについて相談に応じます。

児童 相談 所	新発田児童相談所	0254-26-9131	月～金 (祝日、年末年始を除く) 8:30-17:15
	中央児童相談所	025-381-1111	
	長岡児童相談所	0258-35-8500	
	南魚沼児童相談所	025-770-2400	
	上越児童相談所	025-524-3355	
	新潟市児童相談所	025-230-7777	月～金 (祝日、年末年始を除く) 8:30-17:30

- 子どもの非行などの問題行動

新潟少年サポートセンター	025-285-4970	月～金 (祝日、年末年始を除く) 8:30-17:15
長岡少年サポートセンター	0258-36-4970	
上越少年サポートセンター	025-526-4970	

(素案)

●いじめ、その他学校生活に関すること

24時間子供SOSダイヤル (新潟県いじめ・不登校等相談電話)	0120-0-78310 又は 025-285-1212	毎日 24 時間
新潟市「いじめSOS」電話相談	025-222-0110	月～金 9:00～17:00

(7) 女性に関すること

●DVと児童虐待専用の電話相談

DV・児童虐待相談フリーダイヤル	0120-26-2928	毎日 9:00～22:00
------------------	--------------	---------------

●配偶者からの暴力、離婚、女性の悩み、保護に関する相談

新潟県女性相談支援センター	025-381-1111	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)
---------------	--------------	--------------------------------

(8) 依存症に関すること

薬物等の依存症は、回復が可能な病気ですが、回復までには時間がかかります。家族だけで問題を抱え込み解決しようとしてもうまくいかないことがあります。状況や段階に応じて相談機関や自助グループを利用することも必要です。

まずは、精神保健福祉センターまたはお住まいの地域の保健所にご相談ください。

●新潟県精神保健福祉センター

依存症の問題でお困りの方やそのご家族の方、支援者からの相談・支援を行っています。

【センターによる精神保健福祉相談】

所在地	〒950-0994 新潟県新潟市中央区上所 2-2-3
連絡先	025-280-0111 (相談専用電話番号：025-280-0113)
相談対応	【来所相談】月～金 8:30～17:00 (年末年始、祝日を除く) (※事前に電話予約が必要) 【電話相談】月～金 8:30～17:00 (年末年始、祝日を除く)

●県内保健所

精神保健福祉相談や依存症、こころとからだの健康相談に関する業務を行っています。

村上保健所	0254-53-8369	村上市 関川村 粟島浦村
新発田保健所	0254-26-9133	新発田市 阿賀野市 胎内市 聖籠町
新津保健所	0250-22-5174	五泉市 阿賀町
三条保健所	0256-36-2363	三条市 燕市 加茂市 弥彦村 田上町

(素案)

長岡保健所	0258-33-4931	長岡市 見附市 小千谷市 出雲崎町
魚沼保健所	025-792-8614	魚沼市
南魚沼保健所	025-772-8137	南魚沼市 湯沢町
十日町保健所	025-757-2402	十日町市 津南町
柏崎保健所	0257-22-4161	柏崎市 刈羽村
上越保健所	025-524-6132	上越市 妙高市
糸魚川保健所	025-553-1936	糸魚川市
佐渡保健所	0259-74-3407	佐渡市
新潟市保健所	025-212-8183	新潟市

(9) 医療に関すること

●新潟県内の医療機関情報

新潟県内の医療機関、薬局の情報は、「にいがた医療情報ネット」で検索できます。

<HP アドレス>

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znkweb/juminkanja/S2310/initialize?pref=15>

●精神医療相談窓口（緊急相談専用）

緊急に精神科医療・相談を必要とする方のために精神医療相談窓口（電話相談）を開設しています。相談内容に応じて、緊急医療の必要性の判断や医療機関の案内、適切な助言を行います。

連絡先	0258-24-1510
相談受付	夜間：平日・休日を問わず午後5時～翌午前8時30分 休日：土曜・日曜、祝日の午前8時30分～午後5時 上記時間以外は、最寄りの保健所（新潟市在住の方は新潟市こころの健康センター）へご相談ください。

(10) その他

●新潟県こころの相談ダイヤル

連絡先	0570-783-025（ナビダイヤル なやみ なしにいがた）
相談受付	毎日 24時間 相談は無料です（※別途通話料がかかります）

●自殺などさまざまな心の悩み

新潟いのちの電話	025-288-4343	毎日 24時間
自殺予防いのちの電話フリーダイヤル	0120-783-556	毎日 16:00-21:00 毎月10日は8:00～翌日8:00 (通話料無料)

(素案)

●ひきこもりに関する相談

新潟県ひきこもり相談ダイヤル	025-284-1001	月～金 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:00
新潟市ひきこもり相談支援センター	025-278-8585	火～土 (祝日、年末年始を除く) 9:00～18:00

●認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の福祉サービスの利用手続きや金銭管理などの相談

新潟県社会福祉協議会 企画広報課 (日常生活自立支援事業担当課)	025-281-5584	月～金 (祝日、年末年始を除く) 8:30-17:15
-------------------------------------	--------------	-----------------------------------

●新潟法務少年支援センター

年齢を問わず、地域社会の非行や犯罪に関する全般の問題について相談に応じます。

連絡先	025-265-1622
相談受付	月～金 9:00～17:00 (年末年始、祝日を除く)

●人権問題全般の相談

みんなの人権 110 番	0570-003-110	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)
子どもの人権 110 番	0120-007-110	

●職場、仕事での悩みなど

日本産業カウンセラー協会 新潟相談室	025-290-3883	予約受付 月～金 10:00～17:30 面談時間 月～金 13:00～20:00 (祝祭日を除く)
-----------------------	--------------	--

(素案)

●労働問題に関する相談

新潟県労働相談所	025-281-6110	【電話相談・来所相談】 月～金 9:00～17:00 (年末年始、祝日を除く) (来所相談は事前に電話予約が必要) 【オンライン相談】 月～金 (年末年始、祝日を除く) (1)10:30～(2)13:30～(3)15:00～の3枠 (希望日の3日前までに予約が必要) 【弁護士、社会保険労務士、産業カウンセラー相談】 事前に電話予約が必要
----------	--------------	---

●各種法律問題全般

新潟県弁護士会 リーガルサービスセンター	025-222-5533	月～金 9:00～17:00 (祝日を除く) ※予約制、原則有料
新潟県司法書士会 司法書士総合相談センター	025-240-7867	月～金 (祝日を除く) 10:00～12:00 13:00～16:00
司法書士無料相談	025-244-5121	予約制の面談相談 毎週水曜日 13:30～16:00

●様々な相談窓口の紹介

日本司法支援センター 法テラス新潟	0570-078328	法的トラブルでお困りの方 月～金 9:00～17:00 (土日、祝日を除く)
----------------------	-------------	--

●サラ金、クレジット等、多重債務に関する相談

新潟県弁護士会 多重債務相談センター	025-222-5533	月～金 9:00～17:00 (祝日を除く) ※予約制、初回無料
新潟県司法書士会 多重債務ホットライン	025-240-7974	月～金 (祝日を除く) 10:00～12:00 13:00～16:00

(素案)

●犯罪などの相談

けいさつ相談室（警察相談電話）	025-283-9110 又は#9110	8:30～16:30 （土・日・祝日・年末年始を除く）
けいさつ相談室（性犯罪被害相談電話）	025-281-7890 又は#8103	毎日 24 時間対応 （夜間及び土・日・祝日・年末年始は当直の警察官が対応）
各警察署	各警察署にお問い合わせください。	

●暴力団に関する相談

公益財団法人 新潟県暴力追放運動推進センター	025-281-8930	月～金（電話・面談） 8:30～17:00 （年末年始、祝日を除く）
---------------------------	--------------	--

3 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28（2017）年法律第104号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所をいう。以下同じ。）に收容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な收容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(素案)

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

(素案)

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及

(素案)

び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよ

(素案)

う、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体

(素案)

の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 用語の説明

【あ行】

入口支援

高齢又は障害を有するなど、福祉的支援が必要である者のうち、矯正施設に入ることなく刑事手続を終え、地域社会に復帰することとなった者に対して行う支援のこと。本人からの更生緊急保護の申出に基づき、住居支援や福祉サービスの利用支援等を行う。

【か行】

仮釈放

再犯を防止し、改善更生と円滑な社会復帰を促進することを目的として、改善更生が期待できる拘禁刑（刑法改正前の懲役及び禁錮を含む。）の受刑者を刑期満了前に仮に釈放すること。仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまでの間は、保護観察に付される。

鑑別

医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者について、その非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すこと。

起訴猶予処分

犯罪の嫌疑が認められる場合でも、被疑者の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないことを理由とした不起訴処分のこと。

矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院のこと。

協力雇用主

犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主のこと。

刑事施設

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称。

刑の一部の執行猶予制度

裁判所が、3年以下の刑期の拘禁刑を言い渡す場合に、その刑の一部について、1年から5年まで、執行を猶予することができるとする制度のこと。

刑法犯

刑法（明治40年法律第45号）に規定する罪のこと。

刑務所

罪を犯した者のうち、裁判の結果、自由刑（拘禁刑及び拘留並びに改正前の懲役及び禁錮）に服することとなった者を収容する施設のこと。

刑務所出所者等就労奨励金制度

保護観察の対象となった人などを雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う事業主に対して奨励金を支払う国の制度のこと。

検挙

警察等が被疑者を特定し、検察官に送致・送付した事件の数のこと。

拘禁刑

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「改正法」という。）により、懲役（刑事施設に拘置して所定の作業を行わせるもので、どの懲役受刑者に対しても一定の時間を作業に当てなければならない。）及び禁錮（刑事施設に拘置するもので、作業を行う刑法上の義務はなく、本人の申出に基づき作業を行う。）を廃止し、これらに代えて創設された刑罰のこと。改正後の刑法第12条第3項において「拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる」とされ、懲役刑とは異なり作業は義務ではなく、改善更生・再犯防止のため、個々の受刑者の特性に応じて、作業と指導とを組み合わせた柔軟な処遇を行うことが可能となった。

拘禁刑の創設等に係る改正法の施行後（令和7年6月1日以後）の行為については、拘禁刑が科されることとなる。

更生保護サポートセンター

保護司会が、地域の関係機関等と連携しながら、更生保護活動を行うための拠点。

更生保護

罪を犯した人や非行のある少年が、再び過ちを繰り返すことなく、実社会内において善良な一員として自立できるように適切な処遇を行い、犯罪や非行に陥ることを防ぎ、改善更生することを助けることによって、犯罪の危険から社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする活動のこと。

更生緊急保護

刑事上の手続又は保護処分による身柄の拘束を解かれた者が、その後、親族の援助や公共の衛生福祉に関する機関等から保護を受けられないか、又はそれだけでは改善更生できないと認められる場合に、その者の申出に基づき、緊急に、必要な保護を実施して、その者が進んで法律を守る善良な社会の一員となることを援護し、その速やかな改善更生を保護するもの。身体の拘束を解かれた後、原則として6か月を超えない範囲内において、その者の意思に反しない場合に限り行われる。

更生保護施設

住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を、主に保護観察所から委託を受けて、宿泊させ、食事を提供するほか、就職援助、生活指導等を行う施設のこと。

更生保護女性会

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体のこと。

更生保護法人

更生保護事業を営むことを目的として、更生保護事業法の定めるところにより、法務大臣の認可を受けて設立された法人のこと。

コレワーク

受刑者等の帰住地や取得資格などの情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に応じ、企業のニーズに適合する者を収容する施設の情報提供などを行う法務省の機関で、矯正就労支援情報センターの通称。

【さ行】

再入者

受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者のこと。

再犯者

2度以上刑法犯により検挙された者のこと。

社会福祉協議会

社会福祉法に定められた地域福祉を推進する団体のこと。

社会を明るくする運動

全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動のこと。更生保護における犯罪予防活動の中心的なものとして、昭和 26 年から行われている。

受刑者

拘禁刑、懲役刑、禁錮刑又は拘留刑の執行を受けている者のこと。

少年院

家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設のこと。

少年鑑別所

①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置が執られて少年鑑別所に收容される者等に対し、必要な観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする施設のこと。

少年警察ボランティア

警察で委嘱し、少年の非行防止及び少年の保護を図るための活動に従事する民間ボランティアのこと。

少年刑務所

罪を犯した者のうち、裁判の結果、自由刑（拘禁刑及び拘留並びに改正前の懲役及び禁錮）に服することとなった者を收容する施設のこと。主として 26 歳未満の受刑者を收容対象とする。

少年サポートセンター

警察本部少年課の附置機関。少年問題を専門的に取り扱う少年警察補導員が常駐し、少年相談、街頭補導、広報活動等、総合的な非行防止対策を実施している。

処遇

警察等によって検挙された者が、その後、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階で受ける取扱いのこと。

初犯者

犯罪により初めて検挙された者のこと。

自立準備ホーム

帰る家の無い犯罪をした者等が、自立できるまでの間一時的に住むことができる民間の宿泊場所のこと。保護観察所長が、あらかじめ登録したNPO法人等に対し、宿泊場所の提供等を委託する形で実施。委託を受けたNPO法人等の職員が毎日、自立に向けた支援を行っている。

生活環境の調整

刑事施設や少年院などに収容されている者の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等の審理の資料等にするとともに円滑な社会復帰を目指すもの。

生活困窮者自立相談支援機関

生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口を設置する自立相談支援を実施する機関のこと。

(生活困窮者自立支援制度：生活にお困りの相談を受け付け、ひとりひとりの状況に合わせて、仕事の支援、家賃相当額の支給などの住まいの支援、家計の立て直しの支援などさまざまな支援を提供する制度)

全部執行猶予

刑法第 25 条に規定する刑の全部の執行猶予のこと。

【た行】

地域生活定着支援センター

高齢又は障害を有することにより、福祉の支援が必要な刑務所等の矯正施設退所予定者を対象に、退所後、円滑に福祉サービス（社会福祉施設への入所など）を受けられるよう、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を行う施設のこと。

地域包括支援センター

高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、必要なサービスにつないだり、虐待防止などの権利擁護や、介護予防事業のマネジメントなどの機能を担う地域の中核機関で、各市町村が設置する施設のこと。

地方検察庁

刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用の請求等を実施している機関。

出口支援

矯正施設を出所した人等が地域社会に復帰するために行う支援全般のこと。

特別調整

高齢又は障害により特に自立が困難な刑務所出所者等の円滑な社会復帰のため、保護観察所が地域生活定着支援センターや、矯正施設等と連携して、矯正施設出所後速やかに福祉サービス等を受けることができるように、必要な調整を行うもの。また、矯正施設出所後、直ちに福祉サービス等を受けることが困難な者に対しては、国が指定した更生保護施設において、福祉サービス等の調整や、社会生活に適応するための指導が行われている。

【な行】

入所受刑者（新受刑者）

裁判が確定し、その執行を受けるため、新たに入所するなどした受刑者のこと。

認知件数

犯罪について、被害の届け出等により警察が発生を認知した事件の数のこと。

【は行】

犯罪をした者等

犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年）もしくは非行少年であった者のこと。

犯罪率

人口 10 万人当たりの認知件数のこと。

被疑者

警察や検察などの捜査機関から犯罪事実の犯人との疑いをかけられ捜査の対象となっているが、その犯罪事実についていまだ起訴されていない者のこと。

非行少年

犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう。

- ・ 犯罪少年…罪を犯した少年をいう（少年法第 3 条第 1 項第 1 号）
- ・ 触法少年…14 歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう（少年法第 3 条第 1 項第 2 号）
- ・ ぐ犯少年…保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為を

(素案)

するおそれがある少年をいう（少年法第3条第1項第3号）

BBS会

「Big Brothers and Sisters Movement」の略。問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体のこと。

法務少年支援センター

少年鑑別所が、少年鑑別所法131条に基づき、児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などに取組むに当たり使用している名称。

暴力追放運動推進センター

暴力団対策法に基づき、都道府県公安委員会の指定を受け、暴力団員による不当な行為の困りごと相談、少年への暴力団からの働きかけを排除する活動、暴力団からの離脱希望者に対する援助活動、不当要求防止責任者講習の実施、見舞金の支給や民事訴訟の支援等の被害者への支援活動などを行う公益財団法人のこと。

保護観察

犯罪をした人または非行のある少年が、実社会の中で健全な一員として更生するように、保護観察官及び保護司が協働して、指導監督及び補導援護を行うこと。

保護観察官

更生保護に関する専門的知識に基づき、保護司と協働して、犯罪をした人や非行のある少年に対する保護観察や生活環境の調整を実施するほか、犯罪予防活動、更生保護における犯罪被害者等施策等に関する事務に従事する国家公務員。

保護観察所

法務省の地方支分部局で、地方裁判所の所在地に置かれ、更生保護及び医療観察の第一線の実施機関として、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動、精神保健観察、犯罪被害者等施策等の事務を行う機関のこと。

(素案)

保護司

地域の実情等を理解しているという特性を活かし、保護観察所の保護観察官と協働して、保護観察を実施するとともに、犯罪予防活動、就労支援、学校や地域の機関・団体との連携等を実施する者のこと。法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、民間のボランティアである。

5 第二次再犯防止推進計画【出典：法務省】

計画期間：令和5年度から令和9年度

第二次再犯防止推進計画(概要)

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

- (1) 就労・住居の確保
 - 就業創出や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務作業の実施
 - 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理
 - 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実
- (2) 住居の確保
 - 更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた処遇(福祉へのつながり、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等)を行うための体制整備
 - 地域社会における定住の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供
- (3) 保護意識・福祉サービスの利用の促進
 - 高齢者又は障害のある者等への支援
 - 福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化
 - 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
 - 被疑者等段階からの生活環境の調整等の効果的な介入の実施
- (4) 薬物依存の問題を抱える者への支援
 - 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
 - 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化
 - 増加する大麻犯罪に対応した処遇の充実
- (5) 学校等と連携した修学支援
 - 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
 - 若年受刑者に対する少年期のノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚・責任を喚起する指導
 - 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止
- (6) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
 - 拘禁刑創設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
 - 若年受刑者に対する少年期のノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚・責任を喚起する指導
 - 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実
- (7) 民間協力者の活動の促進
 - 特許可能な保護司制度の確立とその他の保護司に対する支援
 - 保護司の活動環境等についての検討、試行、試行、保護司活動のデジタル化の推進
 - 地域の民間協力者(NPO法人、自助グループ、弁護士等)の積極的な開拓及び一層の連携
 - 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進
- (8) 地域による包摂の推進
 - 国・都道府県・市区町村の役割の明確化
 - 地方公共団体の取組への支援
 - 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
 - 地域における支援の連携強化
 - 保護観察所、法務少年支援センター(少年鑑別所)における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実
 - 相談できる場所の充実
 - 保護観察所による刑執行終了者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充
- (9) 再犯防止に向けた基盤の整備
 - 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

7つの成果指標を設定し、本計画に基づき具体的な実施状況・効果について適切にフォローアップ

① 後援者による再犯防止活動の推進
② 更生保護施設等による再犯防止活動の推進
③ 民間協力者による再犯防止活動の推進
④ 地域による包摂の推進
⑤ 民間協力者の活動の促進
⑥ 地域による包摂の推進
⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

① 後援者による再犯防止活動の推進
② 更生保護施設等による再犯防止活動の推進
③ 民間協力者による再犯防止活動の推進
④ 地域による包摂の推進
⑤ 民間協力者の活動の促進
⑥ 地域による包摂の推進
⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

第二次再犯防止推進計画策定の経緯

再犯の現状と再犯防止対策の重要性

認識数は職数比を上回る傾向
再犯率は48.0%

平成28年12月
再犯防止推進法公布・施行

平成29年12月
再犯防止推進計画閣議決定

7つの重点課題について、
国・地方公共団体・民間協力者等が連携した取組を推進

第二次再犯防止推進計画に基づく取組

- 満期釈放者対策の充実強化
 - 矯正施設在在所中の生活環境の調整の強化
 - 更生保護施設による訪問支援事業の開始(R3.10～)
- 地方公共団体との連携強化
 - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施(H30～R2)
 - 地方再犯防止推進計画の策定支援(402団体で算定済み(R4.10.11))
- 民間協力者の活動の促進
 - 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり

数値目標：「2年以内再入監を令和3年(令和2年出所者)までに16%以下にする」

目標達成

出所受刑者の2年以内再入監の推移

(%) 230 210 190 170 150 130
H15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 RI 2 出所年次(年)

第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた「最良」の支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

6 第二次新潟県再犯防止推進計画策定委員会

【第二次新潟県再犯防止推進計画策定委員会設置要綱】

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画として策定する「第二次新潟県再犯防止推進計画（以下「計画」という。）」を策定するため、「第二次新潟県再犯防止推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。ただし、委員長が必要と認めた場合は、変更できるものとする。

2 委員の任期は、計画を作成するまでとする。

(会議の開催)

第3条 委員会は、福祉保健部福祉保健総務課長が招集する。

(会議の進行等)

第4条 会議の進行は委員長が当たり、支障があるときは、委員長が指定する者がこれに当たる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、福祉保健部福祉保健総務課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月23日から実施し、令和8年3月31日をもって廃止する。

附 則（令和7年9月24日一部改正）

改正後の要綱は、令和7年9月24日から適用する。

【別表】

(令和7年6月23日 現在) 敬称略

氏 名	所 属	備 考
丸 田 秋 男	新潟医療福祉大学 名誉教授	委員長
馬 場 健	新潟大学法学部 教授	
丸 田 明 久	新潟県地域生活定着支援センター 所長	
平 野 一 明	NPO 法人新潟県就労支援事業者機構 事務局長	
小 嶋 和 浩	新潟県居住支援協議会 相談員	
梅 澤 俊 行	新潟県保護司会連合会 会長	
渡 邊 幹 仁	新潟県弁護士会：そらいろ法律事務所所属	

(素案)

第二次新潟県再犯防止推進計画

発行年月 令和8年3月発行

編集発行 新潟県福祉保健部福祉保健総務課

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

電 話 025-280-5176 (直通)

F A X 025-283-3466

E-mail ngt040210@pref.niigata.lg.jp